ISSN 0911-6060

国民と森林

1990年・春季
第 32 号

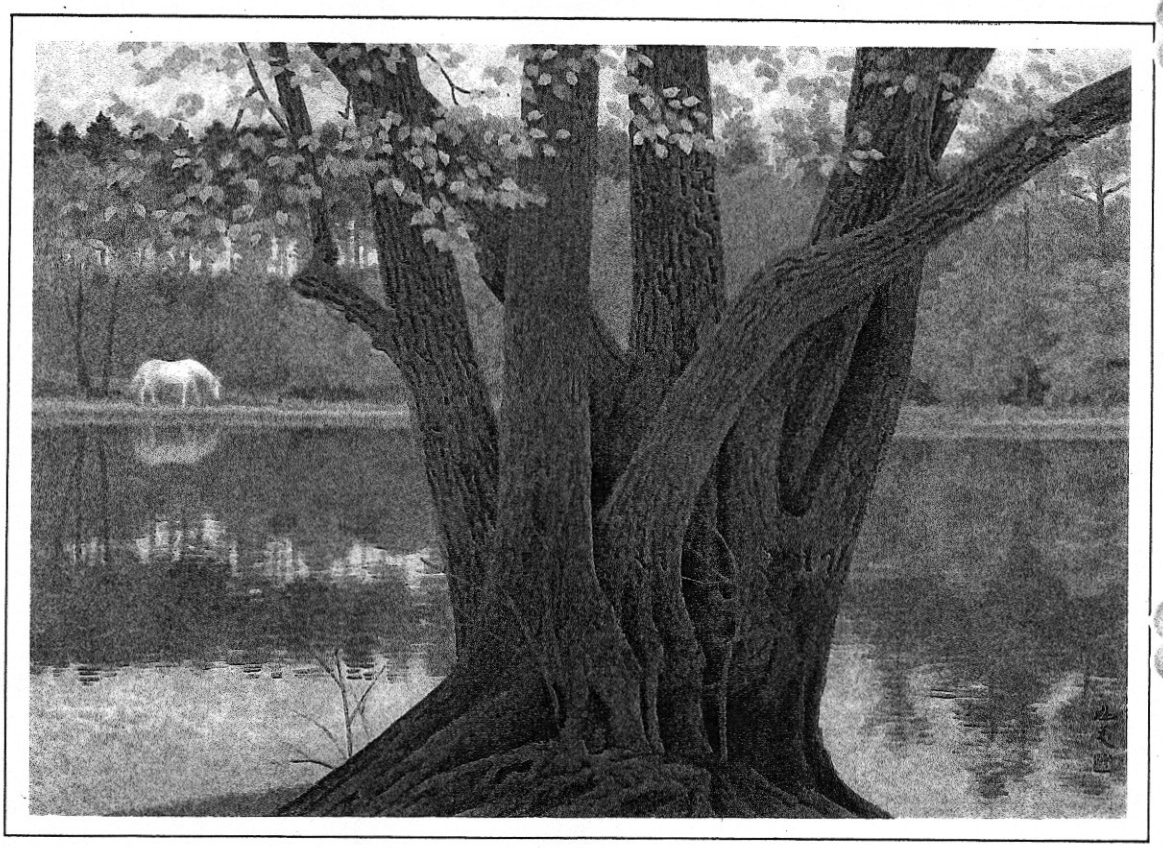

国民森林会議

現地に合った援助を

坂本慶一さんに聞くタンザニア事情

さかもと・けいいち　青森県生まれ。京都大学農学部卒。龍谷大学経営学部教授、京都大学教授（農学部長）をへて退官後一九八九年から大阪産業大学経済学部教授。京都大学名誉教授。主著『日本農業の再生』『日本農業の転換』など。

――タンザニアにいかれたとのことですが。

坂本　ええ、政府の開発援助（ＯＤＡ）は年々増えていますが、援助の効果やあり方で色々な問題がでています。タンザニアはアフリカではケニアについで日本の援助の多い国ですが、そこの開発効果を調べるために農業・工業・道路・送配電などの専門家が現地を訪れました。私もその一員として行ったのです。

タンザニアではキリマンジャロ山の麓にキリマンジャロ農業開発センターとキリマンジャロ工業開発センターが一〇年前につくられ、開発にあたってきました。農業でいえば、モシ市に近い二三〇〇haの土地に一一〇〇haの水田、残りは畑をつくるためキリマンジャロの雪解け水を利用する大規模な灌漑施設を作り、大型機械と化学肥料と農薬に頼る農業をやってきました。しかし、日本が引き上げても自立出来るかどうか、少し気掛かりです。

計画地の外にも六〇〇haの水田が開けるなど、良い影響もでていますが、上流にできたこれらの水田のため、計画地では逆に水不足になるなど問題がでています。機械も部品や補修材料は日本から持ち込んでいますが、いまの無償援助が終った後それがどうなるのか心配です。化学肥料による地力低下や農薬の被害も懸念されます。それに、こうしたものがタンザニアでは生産できないことも問題です。

大農方式をとっていますが、家族経営はごくわずかで、多くは、土地のオーナが労働者を雇っておこなっています。オーナが圏内に住んでいない場合もあるようです。

――現地の実態に合っていないのですね。

坂本　農村開発には、農業を支えるだけの農機具や資材の供給が必要です。かじ屋や車大工などがいるわけです。さらに農産物を加工したり調整する技術も必要です。「農業」と「工業」の二つのセンターは同じ建物に入っていますが、そうした連係はないようです。工業センターでは、鋳物や金属加工が中心で農業との関連性が薄い。モミ殻を高温高圧処理して炭をつくったり、セラミックの工場では一二〇〇度の高温で磁器をつくったりしていますが、これらは貴重な電気を使うのですから現地ではなじめません。コストも考えないし、人の養成にもなっていないように見ました。

私は、こんな援助は「砂漠の中でのお説教」のようだと思います。立派なことを言っても聞いている人は自分だけ――ですから。

国連関係の別の機関では農機具を作ったりリヤカーの普及に力を入れていますが、日本の援助はそれとも無関係です。高度経済成長期の論理をそのまま持ち込んだような援助で、技術の移転が定着しないままで日本が手を引いた後が心配です。

一番心配なのは地力の維持です。アフリカの農業は焼き畑農業です。森林を焼き二～三年耕作して地力が低下すれば次の土地に移る。これを一〇箇所ぐらい廻って元にかえると地

力も取り戻されている。自然の豊かな植生をうまく利用した農業です。

しかし、より多くの収入が欲しいから、回帰年数が短くなり、常畑化していく。ヨーロッパでは常畑化するときには、緑肥や家畜を取り入れて土地に有機質を与えた。日本では山から草を刈って入れたり人糞を利用する技術が成立したが、タンザニアではそのような配慮がみられない。化学肥料は即効性があるが、土壌の性質を悪化させるし、農薬に頼るようになる。農薬もアフリカは除虫菊の産地ですから、それを使えば工業も起こせるし、自国で材料も生産できますが、援助は合成化学物質万能です。

地域の活性化は、地域の共通目標に対し、地域の各団体や集団が連係し、地域の資源をうまく利用するネットワークをつくることで成功する。地域の資源とは、自然資源（水・土地・気候・植生）、文化資源（技術・資金・慣習・制度・情報）、人間関係資源（体力・知力・協力関係）などを指します。

役場・農業改良普及所・農協・各種の住民団体など、地域には多くの組織がありますが、異質のこれらの集団がバラバラでなく共通の目標に向かって地域の資源を最高度に利用するシステムをつくることがたいせつです。

農林業はもともと複合的です。林業を木材生産という市場原理だけで見ることには誤りがある。「木の文化」「森の文化」など森林と人間の関係をみつめることが大切です。

日本でもヨーロッパでも、長い年月をかけて生活のなかで育てた技術の蓄積、教育の普及が今日の高い技術水準を産んだ。アフリカでも、地域に根ざした技術を育てる援助が必要だ。そのさい、先進国の技術を自分達のものにする力を養成する教育が土台になります。教育に力を入れている国は飢餓や貧しさを克服しつつあります。二〇～三〇年の時間はかかりますが。日本の援助も、「一点豪華主義」でなく、地域の実情に沿う技術や職業学校などを設け、地域に根をおろした指導者の養成に力を注ぐべきだと思いますね。

目　次

季刊　国民と森林
No.32　1990年春季号

＜巻頭インタビュー＞
現地に合った援助を
坂本慶一さんに聞くタンザニア事情
■提言・中間報告（案）……2
森林利用と自然保護
■森林リゾートの問題点④……8
住民自治に目ざめた運動も　多賀清雄
＜時の流れを見すえて＞
技術文明の行きつく所　隅谷三喜男……10
■森と木のある生活（13）
森林と馬産　市川健夫……13
■水を歩く（5）
水のルール　松澤　譲……18
■日本の国有林（3）
特別会計制度下のあゆみ　岡　和夫……22
＜研究会・日本の川を考える⑤＞……28
水資源開発と山村問題／松澤譲
用水路の改修がむらをどう変えたか／後藤克己
■切り抜き森林・林政ジャーナル……38
■国民森林会議第8回総会議案……40
1989年度経過の報告／1990年度の活動方針／第8回総会アピール／1989年度決算／1990年度予算（案）
■会員の出した本……46
木の国紀聞／イラン農民25年のドラマ／われ弱ければ
■会員紹介……47
高橋裕／田中澄江
■編集後記／訃報・福島正夫／会の動き……47

表紙の言葉

若葉の季節　東山魁夷
（1972年：64.7cm×91.6cm）

すべての樹々の芽吹く時、
日は明るく暮れようとする。
人は一人もいなくて、
白い馬が向うの岸辺を歩いている。
遠い国で見た風景――、
あるいは夢の中の。

目次題字　隅谷三喜男
カット　森前しげを

提言　中間報告（案）

森林利用と自然保護

（「森林利用と自然保護」に関する提言は、八八年度総会の決定にもとづき、八九～九一年度の三か年をかけて取りまとめることになっている。現在までの計画では、全体を①林業と自然保護＝森林保全、②森林レクリエーションと自然保護、③山村の強化と里山、の三部にわけてまとめることにしているので、本年は右の①について検討の結果を報告することにする。以下のうち、序論は全体にかかわるものであり、本論一が、右の①に対応するものである）。

序論　自然保護＝森林保全の重要性

ここ一、二年、地球規模における環境問題がにわかに国際的に重視されるようになり、サミットや国連の場でも最も重要な議題とされるようになった。それは、いうまでもなく、大気中の二酸化炭素濃度の上昇による地球の温暖化、フロンガス等によるオゾン層の破壊、硫黄酸化物（SOx）や窒素酸化物（NOx）の大量の排出にもとづく酸性雨による森林や湖沼の広範な被害、動植物を問わず多くの生物の種の絶滅の危険性の深化等々といった自然破壊の激化によって、近い将来の人類の生存までが脅威にさらされていることが、今や明々白々になってきたからである。こうした自然破壊の原因を作り出している大部分の責任は、日本を含む先進工業国が負わなければならないのであり、そこにおける過度の経済活動の拡大と「富裕化」の進展に端を発しているといっていい。

思えば一九七〇年代には、工業化の急進展とそれにともなう資源＝エネルギーの多消費とが、資源問題を激化させ、宇宙船地球号の将来にたいする危惧が高められた。この資源問題もけっして解決されたわけではなく、将来への不安はむしろ拡大しているのだが、今は環境問題が加わったのである。この二つはしかし、実は同根の問題である。経済活動の過度の拡大が今や地球のもつ包容力にぶつかりつつあるのである。

ところで、この環境問題に正しく対処し、かけがえのない地球を子々孫々まで人類の生活の場として保全していくためには、むろん各種の対策が必要であり、グローバルな諸国民の協力と努力とが不可欠である。それは、近代の科学文明とその上に立つわれわれの生活様式のあり方との基本にまで遡った改革を要求するものだけに、その根はきわめて深いといわなければならない。

しかし、さしあたり第一着手として考えなければならないのは、世界的に急進展をしている森林破壊＝緑の危機に歯止めをかけ、森林を復活させ活性化することである。二酸化炭素の増加はそれによってかなり防げるし、水の保全や土壌侵食の防止もできるし、動植物の種の維持も可能になる。また、豊かな環境がそれによって整えられれば、過度に人工化されたことによって蝕まれている人間の精神的・肉体的状況も改善され、新らしい生活のあり方を実現していく上でも大きな効果を持つであろう。近代文明への反省は森林の保全から始まるといっても過言ではない。いいかえれば、真に豊かな国民の生活は農林業と商工業・サービス産業などとの均衡のとれた国民経済によってはじめて実現されるのであり、過度の工業化・都市化・ハイテク化はかえって生活の「貧しさ」を増大させるということである。

森林の保全は、いうまでもなく全地球的な課題であり、国際的な協力が不可欠である。とくに世界一の富裕国といわれ、しかも他方、世界の森林破壊の元凶として国際的非難を浴びている日本としては、ひとり国内の森林の保全を考えるだけでなく、とくに途上国の森林の回復、拡大のために、最大の努力を傾けなければならないことはいうまでもない。

しかし、日本がさきのような環境破壊にたいして大きな責任を負う先進工業国の一つであり、率先して自国の林業を強化して外国の森林破壊を自粛しなければならない立場にあることからいって、また日本人の生活と生存とにとっては何といっても国内の森林の保全と強化がもっとも密接な関連をもつことからいっても、まず国内の森林の取り扱い方について最大の関心を払う必要があるのは当然のことである。

以下のわれわれの提言はこういう視点に立って、森林の保全と利用とをどのようにして調整し、その両全を実現するかについて、われわれの見解をとりまとめたものである。

一、林業と自然保護＝森林保全

1. 林業と森林保全との両立

一部には林業は山の木を切ったり、林道をつけたりすることによって森林を破壊するので、自然保護上望ましくない経済活動だという偏見がみられる。たしかにこれまでの日本の国有林や民有林の経営には、環境維持のための配慮を欠き、自然破壊を引き起こしてきた面が少なからずあることは事実である。しかしそれは施業の仕方の欠陥からくるものであって、林業それ自体が常に自然破壊につながったわけではない。

むしろ大部分の人工林は適当に保育作業を加え、適正な伐木・植栽の循環を維持していくことによって活力を増すのであって、施業をほとんど放棄してしまえば、かえって森は荒廃するしかない。奥山の天然林にしても、種の保存等のために絶対に手を入れてはならない部分を別とすれば、適正な施業によって水の保全や土砂崩壊の防止等環境保全の力を増殖しうるのであって、大量の倒木が発生するような状態をそのままにしておくことは、かえって環境破壊を引き起こすであろう。

その上、木材はわれわれの生活にとって不可欠の物質であり、もし日本の木材生産をやめてしまえば、今以上に輸入がふえ、ますます世界の森林を破壊することになる。木材の過度の消費を慎むことが必要なことはいうまでもないが、最低限国民が必要とする木材を国内から供給するのは、当然の義務である。

また、もし林業が消滅してしまえば、山村はいよいよ過疎化し、治山・治水・山火事の防止から、伝統的な文化の維持に至るまで、山村の住民によって支えられてきた機能はすべて失われるであろう。それは大きな被害を全国民に及ぼすことになる。

こういうわけで、われわれは、林業と森林保全との両立がはかられるような適正な林業経営のあり方を研究し、その実現に努める必要があるのであり、この提言もそのためにおこなわれるものである。

2. 森林保全からみた林業の歴史

ここでまず、わが国において森林保全と林業との関係がどう処理されてきたかについて若干歴史を顧みてみよう。

森林の状態を基本的に左右する要因は施業方法と出材手段であるが、明治以来昭和三〇年代までの長い間、林業の生産行為が森林破壊を引き起こすとして、大きな社会問題となったことはなかった。その理由は、①明治・大正期はもとより昭和期にはいっても伐採地点の多くが低標高地帯であった②需要量の過半を再生の容易な薪炭林が占めていた③温帯林を代表する広大なブナ林の利用の道がなかった④針葉樹林を大量に消費するパルプ工業が日中戦争勃発までは府県産材をほとんど使用しなかったなどにあったとみることができる。そのためもあり、一九一九年までわが国は、ほぼ一貫して木材輸出国であった。そのような資源の余力に加え、一九二〇年代以降北アメリカ材の輸入が激増したことが、国内資源を温存させる役割をはたした。

こうして、府県の温帯・亜寒帯林はほぼ自然状態を長く保ちつづけた。また行政面では、開墾・火入れなどを規制するかたわら、資源造成のため国有林・公有林での無立木地を対象として五〇万町歩を超す特別の大規模造林が国の手

により実施された。他方、出材については林地を損なわない河川流送が一般的であったことが自然破壊を起こさない大きな理由となっていた。

だが、日中戦争勃発とともに輸入材が急速に姿を消したし、府県パルプ工場が、樺太材から府県産材依存へと転換したので、伐採圧力は強まった。しかし敗戦までをみると、施業案無視、林業労働力不足などのため伐採地点が里山に集中し、一部には乱伐がみられたものの、他方民需は抑制されたのでそれほど甚だしい過伐は生じなかった。

戦後には、森林資源の危機、国土の荒廃が叫ばれるなかで、①戦災復興②植民地資源の喪失などにより国内材需要は逆に急増加した。そのためいままで未利用であった奥地林の開発が進められることになった。それとともに出材手段の方は、電源開発の関係もあって急速に自動車道が主役となっていった。このことが粗雑な工事とあいまって、自然破壊問題を続発させる大きな一要因となったのである。

わが国の自然保護運動は、一九四七年の尾瀬沼取水反対にはじまるが、六五年以降一挙に広がっている。それというのも、木材需給の逼迫にたいし、国有林は生産力増強計画・木材増産計画などをつうじて伐境を大幅に広げ、また民有林は奥地林開発、大面積にわたる薪炭林のパルプ材化によって対応したからであった。そのため、六七年の伐採量は、過去最高の四三年を六三%も上回る高水準に達している。しかもその生産は、機械化方式のもとで効率主義をとり、伐区面積の大きい皆伐を基本としていた。そのうえ伐採量の増大は林道（自動車道）新設をともないながら、標高をのぼる形でおし進められた。このことが山岳地帯のすぐれた景観、良質の天然林、貴重な野性鳥獣・植生などの大規模な破壊をもたらす結果を招いたので、国有林を中心として各地で重大な問題を引き起こし、林業そのものまでが否定されかねない事態すらまねいたのであった。とくに六五年以降は、都市公害に端を発する環境問題にかんする全国的な市民運動が森林保全にも鋭い目を向けるにいたり、林業は世論の非難の的とされるようになった。こういう事態をまねいた重要な一因としては、林道がしだいに性格をかえ、観光道路的な色彩の濃い、大型・高規格のものとなっていったこともあずかっていた。

これに対応して、行政面でも環境問題が重視されるにいたり、一九五七年には国立公園法の自然公園法への脱皮をみ、七一年には環境庁が創設され、七二年には自然環境保全法の制定が実現した。

また、国有林も七三年にいたり一転して「新たな森林施業」をとりいれ、伐区面積の縮小、造林限界の明示、天然林施業への回帰などをはかるようになった。また、外部利用のための自然休養林も全国的に設置された。こうして国有林材の供給量は必然的に減少したし、民有林もまた、木材価格の長期下落傾向の影響もあって、長伐期指向、間伐および新植手控えの傾向を強めた。八八年の木材自給率が二九・二%と、史上最低となったのもその結果であった。

そのような中で国有林においては、財政上の理由もあっていぜんとして奥山の乱伐が残っているし、経費の節減を目指した手抜き施業が自然荒廃を推し進めている面もなくなってはいない。これにたいする対策も決してゆるがせにはできない。また、わが国の森林の三〇%余近くを占める民有林の人工造林地については、木材価格の低迷と労働力不足＝山村住民の高齢化によって今やほとんど施業が放棄されているような地域が増大し、そのことが森林の荒廃の原因となっている。それ故今では、林業を振興しそれを通じて山村に人を定着させ、森林の保育を充実することなしには、森林保全は不可能になりつつある。

3. 森林の保全と利用のあり方

(1) 自然保護と森林利用を両立させる計画の策定と施業実施のあり方

a、林業を取りまく周辺状況の整備

政府が現在すすめている育成天然林施業や複層林施業を含む択伐天然更新や「伐期の繰り延べ施業」は、ともすれば良材だけを伐り出し、森林の更新や育成については手を抜くことになりかねない。労働力不足・資金不足の現状では、この長伐期施業は「当面の繕い」となっても、真に森林を保全する上では極めて不十分である。それ故森林組合の作業班のような労働組織を公共的に保持し、地域の森林の管理に当たることが今後は不可欠の要諦となるし、山火事など災

害の予防や対策などのためには、山村地域に人々が定住できるような条件を整えることが必要である。そのためにはまず山村にも、医療・教育・文化・生活環境などの点で都市と遜色ない定住条件を確保する施策が整えられなければならない。今日EC諸国で精力的に追求されている寒冷・標高・傾斜地帯など不利益な地域の農林業にたいする所得補償政策などもわが国でもぜひ実現されるべきである。

b、地域森林会議

森林の保全を最優先させつつ林業を適正に展開していくためにどのような施業をおこなうかについては、これを個別経営に委ねておいたのでは到底目的を達し得ない。今日では国有林・民有林など所有の形態や規模の枠を越えて、望ましい森林の在り方を保持するような施業を追求するために、それぞれの地域の森林の管理にあたる機関（かつて本会議が提案した森林所有者・自治体住民・林産業経営者・林業労働者・自然保護団体・学者の代表で組織した「地域森林会議」を設けるのも一方法）を設け、地域の総意と総力とを結集してあたる以外には方法はない。いうまでもなく、ここで策定された計画を実施するためには、必要な立法、諸制度の整備と政府の助成とが必要である。

c、法体系の整備

こうした地域ごとの施業計画の策定とその実施とを確実にするためには、右にふれた山村の定住条件の確立、労働力維持策の完備などの政策に必要な法的整備のほか、木材需給の安定や木材価格維持などの政策が不可欠である。

この点から、われわれは次のような法体系の整備を要求したい。

森林基本法（宣言法）

- 森林法（資源法）
  - ①森林の保全及びその機能強化に重点をおき必要な措置を規定する
  - ②森林が環境資源であることを明示する
  - ③森林計画制度は総合的な林業計画制度に改める
  - ④環境資源としてふさわしい森林税制の整備（相続税の整備など）
- 木材需給安定法（商品法）国産材の適正な利用を促進し、外材依存を減少する。
  - ①外材規制（必要ならば課徴金を課するが、その収入は途上国の森林回復に還元）
  - ②国産材の供給基地づくり（公設市場づくりを含む）
  - ③資源活用（間伐材の切り捨てを止め、資源として活用をはかるための助成措置）
  - ④立木価格・伐出生産費統計の整備（政府の指定統計として整備）
- 森林生活協同組合法（労働力法）家族労働を含めた林業従事者の労働条件整備などによる生活の安定保障

山村基本法（現在の山村振興法を改め、国土保全・管理、都市を維持するための山村のもつ役割を明らかにし、その推持・発展をはかることを規定する）

(2) 施業のあるべき姿

a、非施業地のゾーニング

知床伐採問題（一九八六年）での世論の激しい反発を契機として、林野庁はその対応策を検討していたが、八九年四月、「保護林設定基準」を所属機関に通達した。そのなかで、「わが国を代表する原生的な森林や、その地域にしかない特徴をもつ希少な原生的な森林」を対象に「森林生態系保護地域」を新たに設け、その地域をさらに保存地区（コア・エリア）と保全利用地区（バッファ・ゾーン）に区分することを明らかにした。

林野庁が「自然に一切の手を加えないという考え」を受け入れて保護林の区分体系を見直したのは、林野行政にとって画期的なことであるといってよい。

森林・自然ゾーニング（地域指定）を規定した法律には、自然環境保全法、自然公園法、文化財保護法などがあり、森林の施業をはじめ土地利用についての規制が定められている。なかでも自然公園地域内の森林の施業が適正におこなわれず、行き過ぎがみられる点がしばしば自然保護運動の面から非難を受けている。今後こ

ういう法律を十分活用し、自然公園はじめ保護を必要とする地域内の施業を厳重に制限することが望まれる。このことに関連して、近年、リゾート法（総合保養地域整備法）をはじめヒューマン・グリーン・プランなど、国民の余暇活動に森林を利用する政策がつぎつぎ打ち出されている。この点はのちにもう一度立ち戻るが、いわゆるリゾート開発ブームにのって民間デベロッパーや投機的企業が山林や田畑までも買い占め、ゴルフ場・スキー場などの乱開設をし、大規模な自然破壊を引き起こしている事実は看過できない。国民に森林に親しむ機会を与えることは必要であるが、自然保護を見失った開発は、本来の目的に反することである。

森林の利用については、その実態に即して①木材を生産する②保健休養や野外教育に活用する③国土保全や自然の維持を優先する等に区分（ゾーニング）し、非施業地を明確にする一方、施業地では天然林であっても森林の維持発展のなかで資源を充実し、森林としての機能を果たすため適切な森林の管理・手入れをすることが、人間と森林・自然との共生を実現するために不可欠である。

また、こうしたゾーニングが、国民のコンセンサスを得て実施できるようにするため、都道府県に設置される森林審議会に自然保護団体・都市住民の代表を加えるなど構成を強化する必要がある。

b、森林管理と施業のあり方

現在の森林計画制度は森林の木材資源維持に重点を置いたものであって、新しい時代の森林の役割からいって不十分である。森林の公益的機能を十分に発揮できるようにこれを改め、流域単位に施業・事業・雇用・伐採（出材）などを総合した計画とすべきである。また、それにもとづいた施業を確保し、常時地元の人々が森林の管理をすることを可能にするために、上述の地域森林会議が計画の策定と実施に責任をもつような制度とすることも考えなければならない。また、現状では名目的となっている水源かん養保安林を実質的なものとするために見直し、さらに国民の総意によって保全されるべき各種保安林に指定された場合は、必要な施業の制限を義務づけるとともに、それに見合う十分な補償措置を講ずることも必要である。

c、治山

森林の施業では、治山事業のありかたも重要である。

まず現在の治山が、災害復旧を中心に実施されている点を改め、治山本来の目的とする「その地にあるべき森林」の維持・強化・再生のための「予防治山」の視点を一層強く取り入れたものにしなければならない。とくに砂防ダムなどに過度に依存するよりは、植生的な方法を重視し、上流部の森林保全を強めることによって治山・治水の実をあげることに務めるべきである。また、水需要の増大に応えるためには、山地災害防止に加え水質向上などを考慮にいれた「利水」を重視した方法が必要となっている。なお治山事業が林野庁・建設省などに分割されている現状を改め、統一的・総合的視点に立って工事が行われるような制度を確立すべきである。

d、林道

森林を管理し森林と親しむために林道は不可欠であるが、しばしば林道が森林破壊の元凶となっていることも事実である。

森林の維持管理などに必要な場合には、とくに自然保護を必要とするゾーニング地域では、空中に架設される「基幹索道」による交通網を整備すべきである。また、森林の管理にとって重要な作業道歩道網の開設を積極的にすすめ、国の助成による維持を図り、森林の管理を万全にするとともに、国民の森林への接近を促進することを考える必要がある。

山村の生活維持に必要となる道路は林道・農道などとしてではなく、公共道路として整備すべきである。

林道開設の路線は、林地の荒廃・災害防止の視点を十分取り入れ、谷沿い林道と中腹林道を有機的に組み合わせ、工法も切り土を少なくし、自然環境保全に十分配慮したものとする。このための実効ある基準づくりを国はすすめなければならない。他方、レジャーや観光目的で奥山までデラックスな林道を作ることは厳重に抑制すべきである。国民が自然に親しめるようにするためには歩道の整備に重点をおかなければならない。

さらに、小森林所有者の林地が林道用地にあてられる場合には、代替用地を準備するなどの

用地補償のほか、山村の生活維持へも細心の注意を払うことが肝要である。

(3) 林学教育のあり方

ヨーロッパ、とくにドイツなどにくらべてわが国の林学教育に欠けているのは、「森林管理」であろう。たとえば、地域の発展と森林とはどう関連づけられるべきか、森林管理のための機構・要員のありかたは如何、自然保護のためにどういうゾーニングや管理のやり方が必要か等が不明確なのは、森林管理理論の確立とその教育とが不十分であったためともいえる。こうした意味からも、社会科学・自然科学・技術論などを総合した視点にたつ「森林管理」の教育が必要とされる。

審議の経過 〈中間報告に対する会員の意見をお寄せ下さい〉

五月二〇日　全体の進めかたを確認

第一回会合　一年目、林業と自然保護

二年目、森林レクリエーションと自然保護

三年目、里山と山村（農業との関係、労働者の定着）

以上のテーマでの討論の方向を確認

六月一七月　福島委員のヒアリング（国有林での自然保護の論議）

第二回会合

七月二二日　萩野委員のヒアリング（国有林の成立と施業、自然保護も視野に入れて）

第三回会合

九月三〇日　北畠委員のヒアリング（自然保護の視点、意識の変遷、林道開設の功罪）

第四回会合

一〇月一四日　神奈川県丹沢山系の現地視察

第五回会合

一一月一八日　このプロジェクトでのヒヤリングや昨年発行した『私の意見②森林利用と自然保護』をも参考にして、スケルトンをまとめ各委員に意見を聞き、大内主査・杉本幹事・萩野事務局長・事務局で論点整理し、一二月二六日までに各自が担当し執筆することで確認。

一二月二六日　担当して執筆したものを付け合わせて議論。年内に手直しし、一月上旬に大内主査に目を通していただき、九日のプロジェクトの会議にかけることになる。プロジェクトによる全文の討議。

一月九日

一月一三日

二月一七日　幹事会で討論し修正。

公開講座　日本の川を考える

川は森林と都市を結ぶ一本の動脈である。かつて川は生活の場であり、物資輸送路であり、農村にとっても都市にとっても重要な水源であった。しかし、今日の水需要の高まりのなかで、河床の干上がった川が各地にみられ、都市の川は巨大な排水路の様相をみせている。

果たして「川を治める」という日本の歴史の歴史を貫いてきた目標の意味はなんだったのだろうか。国民森林会議では、一九八九年四月より、日本の川を考える連続講座を開いています。

場　所　大日本山林会会議室（港区赤坂一―九―十三　三会堂ビル七階）

参加費　無料（お茶代・資料費三〇〇円）

定　員　三〇人

申込み　国民森林会議　☎〇三―五八三―一三五七

【交通】
地下鉄　銀座線虎ノ門駅　下車７分
丸の内線国会議事堂前駅　下車１０分
ＪＲ線　新橋駅よりタクシー１０分

森林リゾートの問題点④

住民自治に目ざめた運動も

長野県にみる
多賀清雄

山村振興をリゾートにかける熱気が列島を覆っています。リゾート開発の問題点はどこにあるのか、どう対応するべきか、毎回会員の意見を連載しています。

二月六日、政府は総合保養地域整備法（リゾート法）に基づき、長野県が提出した東信地方一八市町村の「フレッシュエア信州・千曲川高原リゾート構想」を承認した。全国一八番目だが、長野県への承認にあたって環境庁は特に、「ゴルフ場が水道水源に影響を与えないか検討し、事業の可否を判断すること」と異例の条件をつけた。その日、水源汚染や災害の懸念から「ゴルフ場はもういらない」と反対運動を続けている小諸、御代田、軽井沢、東部四市町の住民による浅間山麓水と緑を守る連絡協議会が各省と長野市の県庁を回り、承認の撤回、構想見直しを求める抗議を行った。同じ日、諏訪地方の市民グループは霧ケ峰高原に持ち上がっているスイス村構想を「どう思うか」と、総選挙中の第三区候補者全員に公開質問状を送った。浅間山麓の第二区でも、直ちに同じ行動が起こった。

年明け早々、大町市が第三セクターで計画していたゴルフ場が住民の反対で中止に追い込まれた。中止は昨年来、三件目。山間地の産業廃棄物埋め立て、上流開発への住民の心配は、根拠のないものではないことが分かってきた。ゴルフ場紛争は激化するだろう。

八ケ岳の東北に広がる佐久地方と、千曲川をはさんだ浅間連峰の山麓地帯が、千曲川高原リゾートの範囲である。六つの地区で重点開発が行われ、その総面積一七四二㌶のうち保安林指定地が九〇四二㌶（水源かん養林八七九七㌶）。保安林開発に大きく踏み込んだ計画だ。軸になるのはゴルフ場。既設二、計画五の七つある。だが、この七つというのは、重点開発地区に絡んだゴルフ場の数であって、それらも含め一八市町村全体では（二村を除き）既設ゴルフ場が一七、工事中三、アセス中六があり、ほかに構想段階のもの一五を数える。いったい、この地域に何が起きているのか―。

軽井沢町。この町には一二六ホールという日本一の規模の軽井沢72（国土計画）始め五ゴルフ場があるが、目下工事中一、さらに三カ所で動きがある。残された適地といわれる南軽井沢地区では、ゼネコンや大手企業の系列地元業者が現地事務所をおき、入り乱れて山林買収、用地争奪戦を演じている。どこが高く買うか、天秤にかけた地権者の間にうわさ話がとびかい、一月一九日発表の90年最高路線価は、軽井沢が一挙に前年の二倍、全国最高の上昇率となった。地価監視制度など全く無視されたように、昨年暮には「旧軽銀座の一等地が坪八〇〇万円で売買された」との情報が駆け巡った。ミニ東京化も進んでいる。中心部から町民が逃げ出し、小学校は二学級維持も危ぶまれる学年がある。旧軽に軒を並べる商店も、いまや目立つのは東京の店ばかりだ。

御代田町。観光拠点のなかったこの町も、お隣軽井沢にあやかった「西軽井沢」のブランドで、浅間南麓の大規模開発をもくろむ。そこへ持ち込まれたのが、新宿副都心なみの超高層ビル計画。四〇階建て高さ一三〇メートルといっ

たリゾート・マンションが計八件役場に持ち込まれ、町民の度胆を抜いた。軽井沢は、リゾートの老舗だけに住宅の高さは一〇メートルまで、一区画の広さや風俗営業の制限など条例が整っているが、御代田にとっては初体験。「軽井沢と同じ規制は必要ないのでは」「だが、消防はどうなるだい」―やはり、浅間の景観を阻害してはと六階建て二〇メートルへの変更を求めることにした。浅間南麓の開発も水源汚染の懸念から反対運動が広がろうとしており、リゾート化をどう受け入れていくのか基本理念の合意が重い課題となっている。

立科町。ここでは四年越し紛糾してきた二つ目のゴルフ場が、昨春とうとう開発中止となった。この四年間、町幹部が開発業者から密かに約一億円の手付け金を受け取っていたことや、副議長選に絡む贈収賄事件が発覚するなど、町や議会のあり方を含め地方自治論議は思わぬ活況を呈した。住民運動の発端は母親一〇人の行動だった。毎日飲んでいる水源だけに、「慎重にお願いします」と議会に陳情したところ、「慎重に進めておりやすよ」の返答。「女をバカにしている」と火がついた。三千人の署名を集めるまでに発展した体験は県下各地の反対運動にとっても小さくない影響を与え、運動に横の連絡ができ、農薬の知識、自治体の情報公開、「事実上〝認める制度〟に化している」環境アセスメントの改善、開発を自分たちの生活のあり方として考えるシンポジュムムの開催など、リゾート法そのものを問う論議に発展している。「何が本当の地域活性化なのか、真剣に考えよう」と訴えている。

もう一つ、和田村をみよう。旧中山道和田宿のたたずまいを残すこの村は、人口二八〇〇人に半減した過疎地域。計画では村面積の二割一七〇〇㌶に三八〇億円をかけて「木の精との出会い、フォレストピア」を造成する。推進協議会の名簿には、住友商事、JR東日本、鹿島建設、第一生命、サントリー――と大手一三社が名をつらねる。「本来、ウチの村なんか見向きもしない企業ばかり。ほんとに来るのか、まだピンとこない」と村民。いま村にある工場でさえ人手不足なのに、労働力はどうするのだろうか。村の予算は特別会計を足しても二〇億たらず、こんなに資金がアンバランスで村が開発のイニシアチブをとれるのだろうか、ともっともな不安が渦巻いている。

新幹線、高速道が数年内に信州へ伸び、冬季五輪招致の景気づけもある。遅れていた分フィーバーぶりも激しいのか、いまや、リゾート構想の一つや二つ持たぬ市町村は、長野県一二一市町村で一つもないかもしれない。森林伐採面積も五年ぶりに増勢に転じ、四〇〇〇㌶台にのせた（六三年林業属地基本調査）。雪解けのシーズン入りを待っているゴルフ場の総数は五六。工事中七、アセス届け出済み二三。全部完成すれば五一市町村八六、合計九五七五㌶で千葉、栃木、茨城などと並ぶ数となる。

長野県は昨年末、ゴルフ場の総量規制として標高一六〇〇メートル未満の森林面積の二％（市町村ごとと県全体の二本建て）を上限とした。だが、市町村の自主性を優先する例外規定もあり、もともと全市町村一カ所は造れる余地を残しておかなければ不公平―との含みで設けられた基準なので、県全体ではあと〇・八六％七二〇〇㌶の造成余地がある。ゴルフ場約五〇カ所分である。しかし、ここ二、三年に計画されたゴルフ場は明らかに高地化、急傾斜地化しており、開発面積の増大のため土砂起伏量が大きく、原地形改変を必要とするなど、「自然条件下の適地が乏しくなっていることを物語っている」（赤羽貞幸信州大助教授の調査報告）。

立派なクラブハウスやヨーロッパ風の複合リゾートが目の前に出現しても、しょせん住民の日常と切り離された世界であり、地元の歴史や文化と交流のない景観の切り売りにすぎないと、住民は案外醒めた思いでみている。にもかかわらず、それが村おこしの切り札とみえるのは、やはり息長く地域の行方を考えることが出来なくなっている焦りであり、また節度を欠いた民活路線の歪みでもあるといってよいだろう。

たが・きよお

一九三三年東京都生まれ。早大政経学部卒。信濃毎日新聞記者、同報道部長、編集局次長、編集局長をへて現在取締役東京支社長。

＊（自己紹介の弁）これといった業績はありませんが、土、森林、国立公園、動植物記など環境問題の企画を推進してきました。

時の流れを見すえて

（『世界』'89・11より）

技術文明の行きつく所

隅谷三喜男

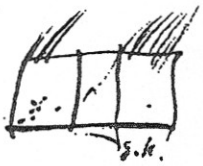

＊

〈地球環境保全に関する東京会議〉が、九月一一日から一三日まで三日間、世界各国の科学者や政府高官六〇余名を集めて開かれた。周知のように、近代技術の発展に伴う環境破壊については、色々論じられてきた。酸性雨による森林の枯死や湖沼汚染の問題、冷蔵庫やエアコンなど我々の生活に身近かな所で使われているフロンガスによるオゾン層の破壊、それがもたらすであろう有害な紫外線の激増、化石燃料の消費によって生じる、保温効果をもつ二酸化炭素の増大による地球の温暖化、更には木材消費の増大による熱帯雨林の壊滅等が、深刻な問題となっている。大気中に排出されたNOxやSOxは、風に運ばれて自由に国境をこえ、数百キロ、時には数千キロも移動し、この間に水に溶け易いものになり、雨となって降りそそぐ。これによって森林が枯れ、湖水が酸性化して魚が死に、石造りの古い教会堂がボロボロと溶け始めたりする。この酸性雨で西ドイツの森林の一〇％はすでに枯死したと報じられている。世界の学者や政治家を集めて環境保全の国際会議が開かれたのも、このような国境のない問題が深刻化しつつあるからである。

〈東京会議〉は一三日に〈東京宣言〉を発表して幕を閉じたが、そこでは、科学者の危機への警告に対して政策的対応が立ち遅れていることへの反省がなされ、技術文明の発展が、自然の循環に対し不調和に進行していることから生じる危険が指摘され、温暖化に対する新技術の開発や、そのための条約の早期採択、フロンガス規制の促進、それらに対する先進国の責任等が、取りあげられている。しかし、新聞の〈解説〉が要約しているように、「東京宣言は、対症療法を積み重ねる以外に術はない、という苦悩に満ちた報告」（「朝日新聞」九月一四日）であった、と言ってよいであろう。

そもそも〈東京会議〉は技術文明がもたらした環境破壊の危機に迫られて「持続可能な開発」の具体的方策を検討するために開かれたものであった。環境汚染が問題になり、フロンガスや二酸化炭素の抑制が問題とされた時、これから近代化の途を大急ぎで前進しようとする途上国の〈開発〉の途はどうなるのか、が大きな問題となっている。先進国は環境を汚染して成長しておいて、貧しい途上国がその技術を利用して開発を進めようとするのを抑制するのは、納得できないというわけである。

ところで、〈東京会議〉に対しては、もう一つの別の批判があった。環境破壊は政府や

一部の学者の問題に止まるものではなく、一般市民の深刻な問題であるにもかかわらず、〈東京会議〉が市民に門戸を閉じ、非政府組織（NGO）の声を聞こうとしない秘密会議となっていることに対する市民団体のいらだちである。この批判の意味ももち、市民の声を聞いてもらいたいという願いもこめて、九月一〇日前後に色々なNGOの環境問題をめぐる国際会議が東京などで開かれた。そこでは先進国の資本と技術をもって開発が進められている限り、〈持続可能な開発〉も結局は先進国による〈資源の収奪〉の持続、〈経済的支配〉の拡大をもたらすだけではないか、という叫びも聞かれた。

実を言うと私は、この数年、危機的状況にある森林問題に関係してきたことから、この九月九日、一〇日、東京で開かれた〈熱帯雨林国際シンポジウム〉の世話人の一人となったが、シンポジウムはつぎの要旨の〈アッピール〉を採択した。

「私たちには地球の母なる森の消失に歯止めをかけ、保護するばかりでなく、二一世紀に生きる私たちの子孫に、消失した森を再生し渡していく責務が課せられている。それが天然資源の浪費と熱帯林からの木材の輸入にも依存して経済成長を遂げてきた私たち日本人の責任である。

熱帯林の多くは、人口が増加する熱帯諸国の食糧確保のための農地の開発、燃料、住宅用の資材確保のための資源などとして、その国の人々の生活を維持し、外貨獲得を通してその国の経済活動を支える役割をも果している。

しかし、その結果消失した森林の復元は、熱帯地域であるが故に技術的にもきわめて困難であり、資金、人的な要素も絡んで、再造林ははなはだしく遅れている。」

＊　＊

私が熱帯雨林国際シンポジウムの代表世話人になったのは、〈国民森林会議〉の責任者という資格においてである。日本の自然を代表する森林は荒廃しつつあるのではないかという声が、一〇年ほど前から次第に大きくなっていた。そこでこの問題を憂慮した人々が集って、一九八二年始め、〈国民森林会議〉を結成して、森林の危機を国民に訴え、政府の対応を求めようと決意したわけである。設立趣意書では次のように訴えた。

「日本の風景の象徴である松林が枯れつづけています。近年、台風や豪雪で各地の山林が大きな被害をうけました。また、森林を伐りすぎたため、水資源の不安が強まっています。

一九六〇年代の高度成長のもとで、人びとは農山漁村から大量に都市へ流出しました。とくに林業の分野では、戦後大規模に造林を進めたにもかかわらず、その手入れはなおざりにされています。

日本の森林は、いま病んでいます。このままではわが国の文化を育んできた森林・山村はさらに荒廃し、その未来はまことに暗いといわねばなりません。」

私は七〇年代の数年間、公共企業体等労働委員会の委員をし、林野の部門を担当していた。そうした役職柄全国の森林を見て廻ったが、安い外材の輸入が激増し、国内材需要は三〇％に落ちて森林経営は困難になり、後継者難に悩むと共に、林業労働者の不足と高齢化が深刻な問題となっていた。

こうした森林、更には自然の破壊から、その当時すでに自然保護団体があちこちに作られ、鹿やかもしかを害獣として処理することや、山に道路を作ることを、自然の破壊として非難する声も次第に大きくなっていた。しかし、私が最大の危機と感じたのは、後継者と林野労働者の欠乏であった。工業化の急進展の中で、森林所有者の子弟も、若い林野労働者も、先を争って都市に流出していった。下刈や間伐の労働力は不足し、間伐しても間伐材は買い手がないという状況で、森林は急速に荒廃しつつあるように見えた。自然保護は大切であるが、それは必ずしも山村の住民や森林関係者の求める途と一致しない。自然の中に、それに見合った文化的生活の在り方を見出し、そこに生き甲斐を感じうるような途はないものか、ということが私の山村生活への幻であった。

だが、日本の山村・山林の崩壊の彼方で、熱帯林が濫伐され、大量に日本に輸入されて

いることも、次第に大きな問題となってきている。

＊　＊
＊

〈東京会議〉の〈宣言〉は、近代技術文明の生み出した環境汚染への責任を問い、先進国の生活様式を含めた社会経済活動の在り方の修正を求める〈環境倫理〉の必要を訴えている。

そこでこの一〇年ほど問題とされているのは、現代人のライフスタイルである。七九年にストックホルムで開かれた国連のシンポジウムでは――(1)少数の先進国が浪費型のライフスタイルを追求するため環境と資源を独占している、(2)この浪費型ライフスタイルが南の特権階級に伝染し、そこでの生活様式における貧富の隔絶を生み出している、(3)先進国間で、更に途上国の特権層も巻きこんで、資源と環境の配分と支配をめぐって激しい競争が生じている――こういう認識から先進国に対してライフスタイルの変更を求めた。

ライフスタイルといえば、今日、日本で使用されているフロンガスの一〇%は、化粧品などのスプレー噴射剤として使われているという。そのフロンガスがオゾン層破壊に一役買い、皮膚ガンなどの原因となるとすると、身から出た錆などと言ってはおられないこととなる。

ライフスタイルという点で最近気になるのは、リゾート開発である。国民の生活水準が上昇し、都会の人々は我も我もと海に山に憩いと活力を求めて出掛けるようになった。産業構造の変化の中で工場誘致に向かない地方の自治体にとっては、リゾートの開発は地域開発の目標となった。その時、列島改造ブームに乗って大規模に土地を買いこんだものの、利用の目安もつかずに苦しんできた企業には、これは土地活用の絶好の機会である。そこに観光資本も入りこみ、リゾート開発は大きなブームになっている。これに促進されて生まれたのが「総合保養地域整備法」、いわゆるリゾート法である。ところが、昨今リゾートと言えば、型にはまっていて、ゴルフ場とテニスコート、山であればスキー場、海ではマリーナということになる。地域の特性などなく、一口で言えば金儲け本位である。浪費型ライフスタイルの典型といえよう。こういうリゾートスタイルこそ一変されねばならない。

だが、このようなライフスタイルの変更も、つまるところ前述した「対症療法の積み重ね」以上のものではない。近代技術の生み出した酸性雨、オゾン層破壊、温暖化、熱帯雨林の崩壊等々は、その進展の速度が多少緩和されることがあっても、問題は本質的には何ら解決されていない。

日本の新聞は、核戦争によって地球最後の時が来るまでの残り時間を〈終末時計〉で表示してきたBulletin of the Atomic Scientists誌が、この一〇月号から核軍備の増減だけでなく、新たに環境、経済などの要素も入れて時計の針を進めるか遅らせるかを判断することになったことを報じ、米ソの冷戦が続いていた時には終末三分前まで進んだが、八八年の中距離核ミサイル廃棄の協定が成立してからは、緊張緩和で六分前まで戻された、その後も米ソの間で核軍縮の話が進められていて成果も見られるが、他方で大気汚染など環境悪化が進んでいるので、差引して残り時間は六分という点は変らないだろうと報じた。

核兵器もそうであるが、環境破壊も近代科学・技術の生み出したマイナスの成果である。たしかに、近代技術は自動車を作り出し、テレビを出現させ、現代人の生活を一変させた。しかしそれは他面で、取り返しのつかない自然の破壊をもたらし、人間のライフスタイルから社会関係まで大きく変えてしまった。豊かな社会が実現する反面で、人間生活の基盤は生態的にも社会的にも崩壊の危機が進んでいる。それは正に近代技術文明の生み出したものである。

我々はこの〈終末〉への危機から、もう一度現代文化の在り方を見直さなければならないのではないか。

（すみや・みきお　前東京女子大学学長）

本文は岩波書店発行『世界』（一九八九年一一月号）に掲載されたものですが、『世界』編集部と隅谷会長の御好意で全文再掲させていただきました。

森と木のある生活⑬

森林と馬産

市川健夫
（東京学芸大学教授）

草原馬と森林馬

ことしは午年で、馬に対する日本人の関心が高まっている。一九八四年世界における馬の飼育頭数は六三八七万頭、驢馬は三九八七万頭、騾馬は一五二八万頭で、驢馬・騾馬を含めた馬は一億一九〇二万頭である。この数値は第二次大戦前に比較して二八一〇万頭ほど減っているにすぎない。騾馬・驢馬を含めて馬は世界的にみると、肉用・乳用の家畜として利用している地域が多いし、また辺境の地では農耕や交通手段にかなり使用されている。

二〇世紀初めの内燃機関や電気通信が普及するまで、馬は最も速い情報伝達機関であり、また最大の機動性に富んだ軍事力であり、生物兵器であった。第二次大戦後モータリゼーションが大幅に発展したこともあって、先進国では馬は交通や農耕の舞台から姿を消していった。しかし世界の大半以上を占めるアジア・アフリカ・ラテンアメリカの多くの地では馬はあまり減っていない。逆に飼料が少なくてすむ驢馬は頭数がふえている国が多い。

家畜化される前の野生の馬は、五つの系統に分かれている。その第一は東アジアのステップにすむ蒙古草原馬である。世界における野生馬の純血種は絶滅したとみられているが、ブルツェワルスキー馬（一八七九年ロシアの探検家によって発見され、彼の名が冠せられた）のみは生存して、世界各国の動物園で四〇〇頭余り飼育されている。東京都多摩動物公園でも四頭飼われている。第二は東ヨーロッパ草原馬で、タルパンとも呼ばれている。第三は西ヨーロッパ森林馬で、体高が一八〇センチにも達する大型馬であった。このほか、北ヨーロッパ出岳馬、イラン山岳馬があったが、いずれも一九世紀初期に絶滅している。

このような野生馬は、西ヨーロッパ森林馬を除いて、小型馬・中型馬である。草原馬に比較して森林馬の馬格は大きく、現在飼育されているペルシュロン種など重種の祖先と考えられている。森林馬が大型なのは、その遺伝質にもよるが、草原に比較して森林の方が植生が豊かであり、野火をつけて草地にした場合も草生量ははるかに多かった。また現存する大型馬の飼育には大量の濃厚飼料を必要とするとするが、栄養を充分にとっている森林馬は大型化していった。わが国でも第二次大戦後木曾馬など在来馬の馬格が大きくなったのは、舎内飼いによる飼料事情の向上によるものだといわれている。

馬が軍事目的で最初に用いられたのは、紀元前二〇〇〇年に出現した戦車である。当時馬車に乗った兵士が、矢を射り、槍・刀で敵にたち向った。紀元前八世紀にアッシリアの騎兵隊がハビロニアの戦車隊を破って以来、騎馬民族が軍事的に優位にたつことになった。以来ユーラシア大陸においては、騎馬民族同士もしくは騎馬民族と農耕民族の抗争の歴史が続いた。この間特にモンゴル民族やアラブ民族は強力で、ユーラシア大陸の東西にわたる大帝国を建設した。この強力な騎馬民族にはじめて農耕民族が勝っ

た歴史的な戦いが、七三二年シャル・マルテルの率いるフランク軍が、サラセン帝国のイスラム教徒軍を打ち破ったポアティエの戦いである。その勝因は軽装備のアルブの騎兵隊に負けない重装備の騎士軍団を組織したからだ。鉄製の甲冑で身を包み、大型馬に乗った騎士たちが、皮の甲冑をつけ、中型馬に乗ったアラブ軍より軍事的にすぐれていたからである。それ以来、ヨーロッパ諸国の軍隊は歩兵隊中心から騎馬隊に変った。その際、人馬の甲冑の重みに耐えうる大型の森林馬が、戦力として大きな役割を果したのである。

森林に放牧される馬

わが国における在来馬は、明治以降陸軍の強い要請もあって、欧米諸国から導入した大型馬との交配によって中半血（雑種）を育成してきた。その結果、日本在来馬は現在二〇〇〇頭ほどに減少してしまった。その中で最も頭数が多く、放牧で生産しているものに土（ど）（道）産馬（さんば）がある。

土産馬（北海道和種）の飼育分布をみると、道南の渡島（おしま）半島に最も多く、道央の日高海岸、道東の釧路・根室などがこれに次いでいる。土産馬の飼育は年間放牧が原則で、カヤ・ササ・スゲ・スゲモなどの野草が主要食料になっている。その中で特に重要なものはミヤコザサで、土産馬の飼育卓越地はこのササの分布とほぼ一致している。ミヤコザサはブナやミズナラなどの下草として自生しているので、土産馬の多くは落葉広葉樹の天然林に放牧されている。

土産馬は零下三〇度で、ブリザードが吹きまくるようなきびしい自然条件の中でも、たくましく生き抜いている。ところが、積雪が一メートル以上に達する深雪地帯では、馬は越冬できない。土産馬は前足で雪をかいて野草を食べるが、雪が多いとそれが不可能となるからだ。また妊娠中の牝馬は、雪が腹に接すれば冷えて流産する恐れがある。土産馬の放牧が主として噴火湾から太平洋沿岸に分布しているのは、積雪量が少なく、前述したようにミヤコザサの分布が卓越しているからである（図1）。

函館市鉄山の木村義男さんは、土産馬を含め一〇〇頭余りの馬を飼う家畜商である。彼は五月から一〇月の間、家の近くのブナの道有林に放牧し、一一月になると南の亀田半島の戸井町あたりに移牧する。雪の少ないこのあたりに放牧しておけば、馬が餓死する心配がない。この間の移牧は四〇キロにおよぶが、一気呵成に馬を追う。五〇頭ぐらいの集団に分けて一人が馬を先導し、二人が後から馬を追いあげる。この間七時間ほどかかるが、一度も休憩しない。休むと馬が逃げてしまうからだ。オーストラリア大陸では、牛群を何百キロと移動させるオーバーランダースがいるが、北海道でも同様な家畜移動が試みられている。

根室市昆布森の東方海上にユルリ島という無人島がある。ここには一五頭の馬が放牧されて、野生化している。この島では年一回馬の一部が捕獲されて、商品化されている。

岩手県の北上山地は、古くから南部馬と南部牛の生産地である。毎年五月下旬から六月初めになると、国有林・村有林・共有林などに牛馬が放牧される。標高八〇〇～一〇〇〇メートルの平坦面で、地形的には隆起準平原の原形面に当たる。その大部分は国有林で、「放牧共用林野」として無料で借りている。岩泉町のみで三二一八ヘクタールにおよぶ国有林を借りているが、地元農民は昔から「帝国牧場」と呼んでいる。粗放的な土地利用の故に成立しうる放牧形態であろうが、帝国牧場では九月下旬まで放牧され、以後一一月初めまで集落の近くで牛馬が放牧されている。

畜産における馬の優位性

モンゴル高原で春は馬が生れる。出産時には青草が不充分なため秘乳量が少なく、専ら仔馬が乳を吸飲している。ところが、草が繁茂するにしたがい、乳量もふえる。馬乳の脂肪率は四～五％と高いため、そのままでは消化しにくい。ところが生乳を醗酵させて馬乳酒にすると、脂肪が分解するためよく遊牧民に飲まれている。これをロシア語でクミスといっているが、わが国にはその製法は伝播しなかった。最近岩手県

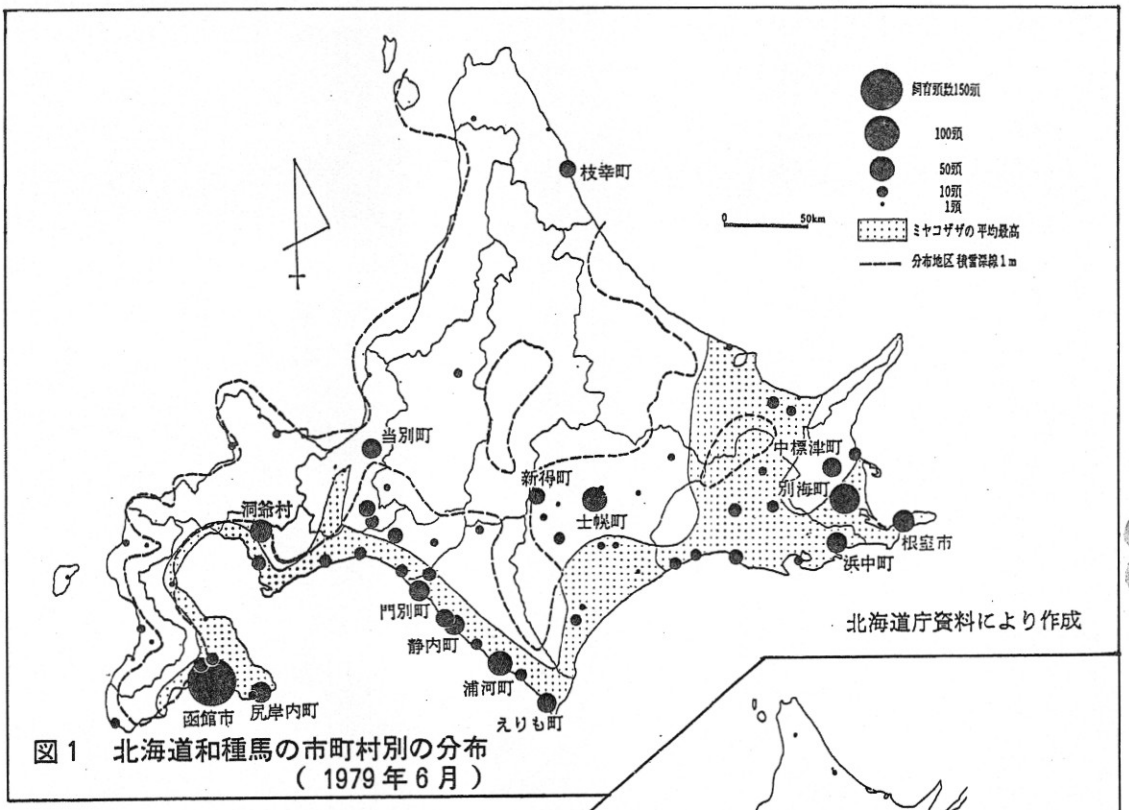

図1　北海道和種馬の市町村別の分布
（1979年6月）

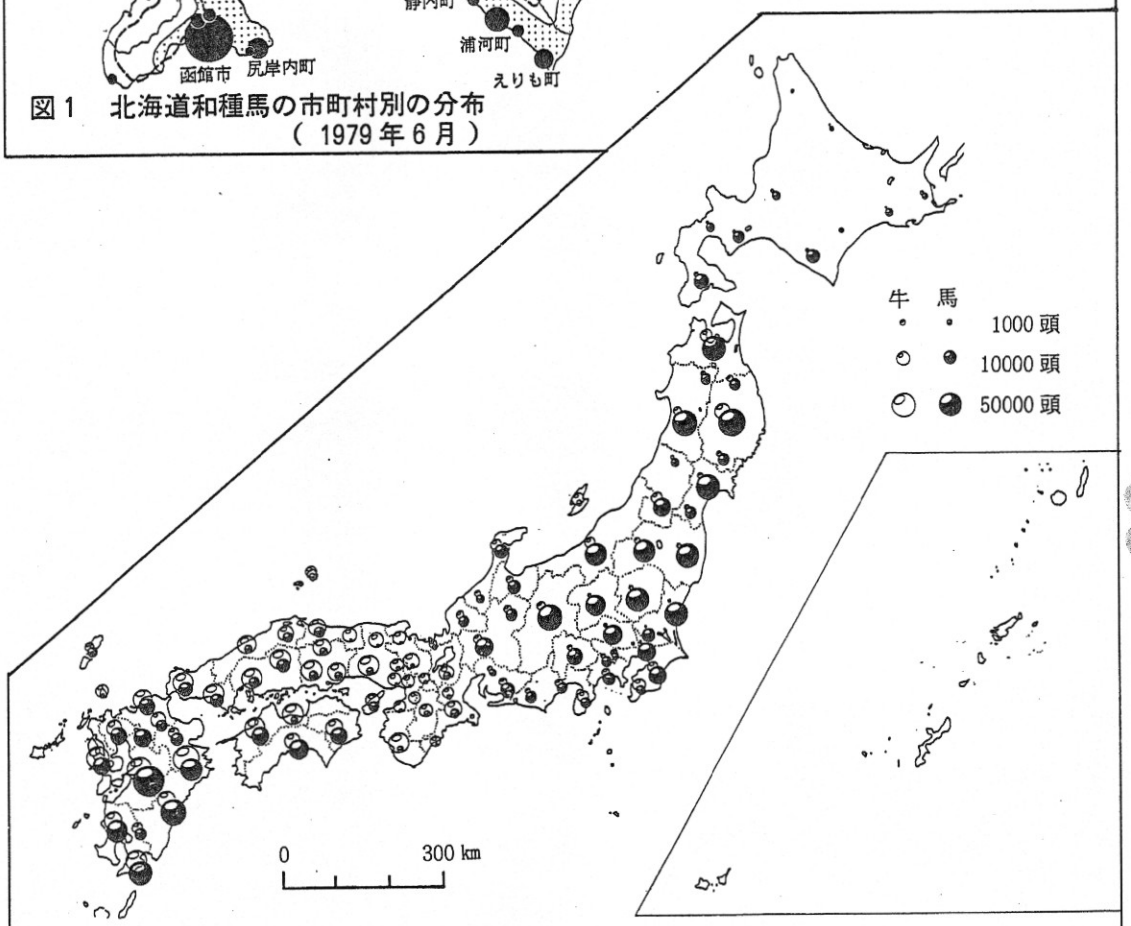

図2　1876年における国別牛馬飼育頭数

軽米町では馬乳酒が試作されたが、普及するに至らなかった。

馬肉は赤肉で脂肪やコレストロールが少なく、肉質が柔らかなため、世界中で広く食べられている。イギリス・アメリカ・オーストラリアなどアングロサクソン系民族は、馬肉を食べることを忌み嫌うが、フランス・ベルギーなどヨーロッパ大陸では広く食べられ、馬肉専門のレストランさえ存在する。またアメリカでも黒人など有色人種は馬肉をよく食べている。日本でも馬肉はサラクの名で愛好され、馬刺や桜鍋の専門店もある。九州の熊本・福岡両県、中央高地の長野・山梨・岐阜三県においては、馬肉の消費量が多い。

しかし、馬を乳畜・肉畜目的に品種改良を試みている国は世界的にみてもない。馬は牧畜の管理家畜、軍馬、競走馬、運輸・農耕などの投畜として、その目的にそうような形に品種改良が進められてきた。

高度に品種改良がなされたサラブレット種（純血種の意）は、内臓器管が弱く、骨折しやすい。これに対して、品種改良がまったくなされていない日本在来馬や蒙古馬などは、きびしい大自然の中で、飼料を与えられなくても成長しうる特質を備えている。伝統的な馬は胃・直腸・小腸などの消化器管がよく発達し、地衣類や蘚苔類のようなものでさえ充分に消化できる。したがって野草や木の樹皮のみを食べても大きく成長していく。

函館市鱒川の土谷福次郎さんは、三〇〇ヘクタールの山林原野で五〇頭ほどの土産馬を放牧している。ここでは「山に馬を投げておく」と表現するように年間放牧している。たまたま体調をくずした妊娠中の牝馬を舎内飼いして、濃厚飼料を与えたところ、かえって変調を来たしたので、捨血治療をしている現場に出くわしたことがあった。

モンゴルなど遊牧民が、馬を放牧するのは、その前足で積雪をかいて野草を食べうる特性をもっているからだ。馬が食べ残した草を緬羊や牛・ヤギなどが食べるという共生関係が成立し、遊牧民は馬と他の家畜との混牧を行なっている。

馬が放牧家畜としてすぐれているのは、自然環境への適応力が大きいことである。たとえば馬は本来草食動物だが、餌に不足すれば動物性でも食べる習性をもっている。第二次大戦後まで国後島に居住した日本人は、よく千島馬を放牧し、自然繁殖させた。冬ヒグマが冬眠すると、馬は森林中に入って餌をあさったが、何も食べるものがなくなると、海岸に出て昆布はもとよりタラなどの魚まで食べて生きのびた。また東シベリアに住むツングース族は冬期間使役する馬には、動物の生肉を与えて体力をつけている。

渡島半島あたりの土産馬で一番恐しいことは暖冬で寒中に雨が降り、積雪が凍ってアイスバーンとなり、雪の下にある野草が食べられなくなることである。食べるものがなくなると、若い馬ほど我慢ができずに、餌を求めて駆け回り、その結果体力を消耗して餓死する。ところが、一〇歳以上の老練な馬は、一坪程度のところをぢっと動かずに、土と雪をなめて雪融けを待ち、生きのびるという。

日本列島における馬文化圏

日本の畜産文化圏をみると、東日本では馬が卓越し、一方若狭湾と伊勢海を結ぶ線以西の西日本では牛が多い。さらに西南日本では牛と馬の混合地帯になっている（図2参照）。東日本に馬が卓越したのは、中世を通じて東国の武士団が騎馬を重要視したことも一因であった。また東日本はブナ林帯で、気候が冷涼のため、馬の方が「糞畜」としてすぐれている。馬の厩肥の醗酵温度は牛より六度も高いので、温床に用いるにより、低温の土壌には肥効が高いと考えられている。また東日本では近代になるまで犂耕が進んでいなかったが、水田の代掻きには馬がよく用いられた。耕地が西日本より広く、そのうえ田植えの適期が短いため、足の速い馬が役畜として重要視されていた。

運輸交通をみると、西日本では琵琶湖・淀川・瀬戸内海などをはじめ、内陸や沿岸の水運が発展していた。これに対して、東日本では利根川・信濃川・最上川などには水運があったが、一般的には駄馬交通が盛んであった。近代以前の日本の交通は「西船東馬」ということができよう。

東日本に馬が卓越している要因の一つに、飼

料事情があった。馬は牛のような反すう動物でないため、飼料の熱効率は低く、三分の一以上多くのエネルギーを要する。近畿地方を中心とする西日本は、農地開発が進んでいることもあって、粗飼料の供給地が少なく、馬の飼育が困難であった。ブナ林帯が多い東日本では、野火をつければ放牧地・採草地に転化できる森林が多く、また林間放牧の適地も多かったことが、馬の生産と育成を可能にしたのである。

東日本の中でも、東北地方はわが国における先進的馬産地であった。すでに平安時代から名馬の産地であったが、中世南部地方では蒙古韃靼より数百頭単位で牛馬を度々輸入している。これらの種畜は、南部馬や南部牛の改良に役立った。北海道の先住民族アイヌは、馬を知らなかった。移住した和人が持ちこんだ南部馬が、北海道の風土に順化し、土産馬になった。また南部馬は江戸時代木曾や隠岐などにも種牡として導入されて、日本の馬種改良に広く役立ったのである。

経済的家畜としての馬

農水省統計に掲載されている農耕馬はわずかに二万頭で、ピーク時（一九二三年一五五万頭）に比較して急減している。この統計は農家を対象としており、前述の家畜商や漁家は含まれていないので、北海道の農耕馬は統計値を上回ることになる。このほか、競走馬とその繁殖馬・育成馬を含めた軽種馬の飼育は七万頭におよんである。サラブレット種を中心とした競争馬の生産・育成は、北海道の日高地方を中心に営まれているが、このほかの馬産は経済家畜としての地位を失なっている。

しかし、馬肉は栄養学的にみて高度な食料品である。日本在来馬や蒙古馬などは、枝肉の歩止りは豚並の六〇％に達する。サラブレットの肉は色が黒く加工用しか向けることができないが、在来馬の肉質は馬刺や燻製に適している。

肉質にまして在来馬がすぐれているのは、頑健で林間で周年放牧できる家畜であるからだ。在来馬は林床の草生のみで充分に成長し、育林上除草に苦労するクマザサをきれいにしてくれるので、一石二鳥の経済家畜だといってよい。

日本はスポーツとしての乗馬の面では後進国である。ところが、一九七二年六万だった乗馬人口は最近急速に伸びて一五〇万人をこえている。さらに近い将来五〇〇万人に達するといわれている。ここで問題になるのは乗用馬の不足である。現在使われている乗用馬は主として競走馬として生産されたサラブレット種が当てられている。サラブレット種は性格が神経質で、体高が一七〇センチ以上で大きすぎ、また骨折などの事故を起しやすいので乗りにくく、内臓が弱いので飼育が大変である。その点体が小さく、性格のおとなしい在来馬は、日本人の乗用に適した馬であるといえよう。

アメリカにおける馬の飼育は、一〇三〇万頭で、そのうち八〇〇万頭が乗馬に用いられている。日本のスポーツは野球をはじめアメリカを模倣するところが大きいので、乗馬もやがて国民的スポーツになりうるものと思われる。その点、乗馬の需要も急増すると思われ、馬産が林業や耕種農業と結びついて振興させることが必要である。長野県南佐久郡川上村は、日本第一のレタス産地だが現在過剰生産に悩んでいる。そこで戦後まで存在した馬産を復活するならば、飼料作物の作付けによってレタスの生産を縮小し、一方厩肥の増産で忌地（いやち）現象を抑制する。さらに馬産は老人たちの生甲斐対策にもなると思われる。このような動きは、根釧台地などの酪農地帯でもみられる。

日本の乗馬スポーツは、狭い馬場で営まれているが、野を越え、山を越えていくトレッキング場は雄大で、今後人気を呼ぶものと思われる。そうすれば森林は馬を生産する場、またトレッキング場として、より高度な活用ができよう。

なお最近臓器移植の医学が盛んになったが、人体の拒否反応を押える免疫抗体が重要視されている。抗体の素材として品種改良を経ていない日本在来馬が最適だといわれている。このような点からも林間放牧に適した日本在来馬を再評価すべき時代に来ていると思われる。

（つづく）

水を歩く ▶5◀

水のルール

松澤　譲
（ジャーナリスト）

私が日々の新聞づくりからはなれて、研究部門に移ったのは一九七七年の春だった。そこで研究テーマに「水」を選んだ。

「水？　水割りの水でも作るのかね」

と同僚からひやかされた。国際問題、平和や国内の政治・経済問題など、新聞社としては当面の取材対象である重要テーマが山積する中で、水というのは意外なことであったろう。たしかに、あまりにも日常的なものであるだけに、水の何をテーマとするのか、今日、水の何が問題なのかといわれると、ズバリ答えにくい、やっかいな対象ではあった。

大水害の治水対策、一方で水不足、節水問題、水資源の開発、そして水質汚濁、地盤沈下の公害問題。それぞれに水問題の一面ではあるが、それらがどういう相互関係になっているのか、国の政策として総体的にどうとらえようとしているのか。そのあたりになると「水をつかむ」ような感じであった。

国連の水会議

その年の三月、アルゼンチンのマルデルプラタで、国連の水会議が開かれ、水への関心は、国際的にも高まりつつあった。

この会議は、国連の経済社会理事会が〝地球シリーズ〟と呼ばれて開催していた一連のテーマ別会議の一つであった。トップは、一九七二年ストックホルムで開かれた人間環境会議で、当時、日本でも大気汚染など公害問題が盛んにとりあげられていただけに、マスコミにも大きく報じられ、注目を集めた。

その後、七四年人口会議（ブカレスト）食糧会議（ローマ）。七五年の婦人会議（メキシコシティ）のときも、婦人の地位、権利をめぐって新たな運動がすすんでいた時期で、大きく報道された。七六年の人間居住会議（バンクーバー）につづいて水会議となったのだが、環境会議や婦人会議のときのような関心を呼ばなかったのか、ひと通りの報道でおわった。

だが、出席者の報告（水利科学・一一五号、「国連水会議について」堀和夫）によると、この会議は、今日の水問題に対する各国の認識を整理し、行動をおこす国際的な共通の基盤を求めた点で、一つの成果をあげたという。

会議の最後にまとめられた行動勧告の中で、とくに強調されたのは次の五点であった。

①国内レベルでの水資源の評価＝それぞれの国での利用可能量の把握、観測体制の整備を行うこと

②飲用水の確保＝水利用の第一は人間の生命維持に必要な水の確保であり、量だけでなく、水質の維持が欠かせない條件である。そこで一九八〇―一九九〇年を「安全な飲用水確保の一〇カ年」とし、各国の対策をすすめること

③農業用水の確保＝食糧生産に必要な水の確保は、世界共通の問題としてとらえること

④水利用の合理化＝工業用水の循環利用、再利用の促進をはかるとともに、排水の処理問題に力を入れること

⑤長期展望の水計画＝当面の水確保のみに目

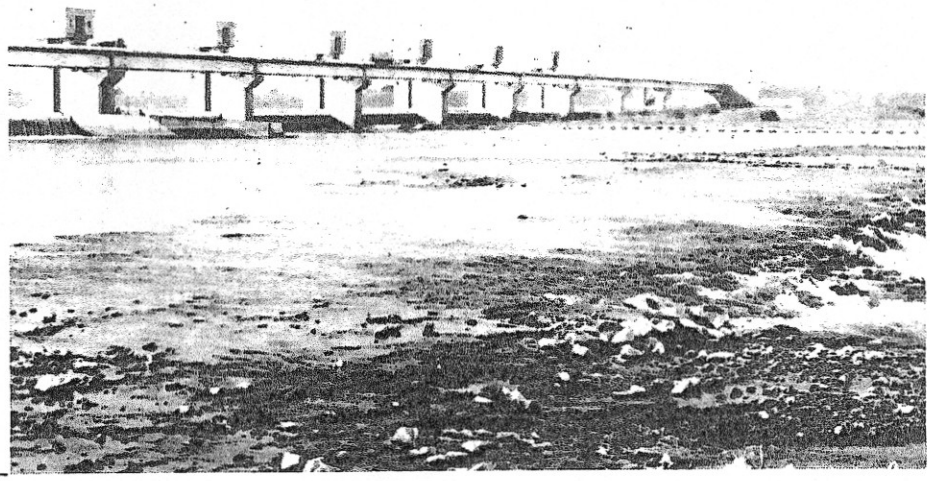

利根大堰＝この完成で利根川の水は流域外の東京の用水に導かれた

を奪われることなく、将来を見通した経済、国土利用等の総合計画と整合性を保たせていくこと

私はとくに、五番目の項についての見方、考え方に興味を引かれた。

国際水法学会の勧告

水法に関する研究、情報交換を行ない、各国の水立法、水行政の進展をはかる目的で、一九六七年、国際水法学会が設立された。この学会は国連の諮問機関、FAOの連携機関、ユネスコの相互情報機関でもあった。

国連水会議の準備段階として七五年九月、スペインのバレンシアで、水法学者と関連分野の専門家による「世界の水法制度に関する国際会議」が開かれ、これをうけて七六年二月、ベネズエラのカラカスで、第二回国際水法学会が開かれた。

この会議で、国連水会議に向けて、六十九カ条の勧告が採択された。勧告は「国家的レベルにおける行動についての勧告」が六十四項目、「国際的行動についての勧告」が五項目となっている。

この会議に出席した水法学者の金沢良雄氏（当時成蹊大教授）は、この勧告について、「（水の法律制度に関する国際的な関心の大部分は）各国の国内法的な問題に向けられているのである。これは、地球上の水資源の最も有効適切な利用を図るには、どのようなルール化が望ましいか、また、必要であるか、ということが、各国の関心となってきているということである」（『公法の理論』下1、一九七七年、有斐閣）といっている。

わが国は島国で、国際河川をもたないから、水の国際的問題への関心は薄いかも知れない。だが、それぞれの国内での水のルール化の在り方が、地球規模での水の適切な利用（治水も含めて）を左右する――つまり国際的関心事であるということだろう。

勧告の全文（邦訳）については「河川」三五九号（日本河川協会、七六年六月号）か『水法論』（水文学講座15、共立出版）に三本木健治氏が書いているので、ここでは省略するが、それをみて、私はとくに、次の三点に強い関心をもった。

第一は、水は基本的に公共のもの、すなわち公水として扱うこと、第二は、水政策、水資源計画は水文流域を基礎単位として考えること、第三は、いろいろな開発計画、社会、経済政策の中で水政策に優位性をもたせるべきである、という趣旨が全体を貫いていることだ。

第一の点については、すべての水は、降水―流出―蒸発という水文循環の一体性のものであって、他の自然資源よりも優れて万人の利用するものであるから公共物だ、と規定しており、日本でも河川の水は公共用物であって、私権の目的とすることはできない（河川法第二条）としている。だが、地下水は土地所有権の対象と

なっており（民法第二〇七条）、私権が認められている。また市場経済の発展とともに、他の生産財と同じように、生産財としての水の私的専用化の考え方も出てきた。だから、水質汚濁などの公害を金銭で補償する動きも出た。

すべての水を公水とするのか、ある一定の範囲は私水として認められるのかは、水のルールの基本になることで、多くの議論があろうし、法的整備も必要になろう。

第二の水文流域単位は何を指すのか。日本の河川法は水系主義をとっている。しかし、それは河川法に規定される河川の水系であって、その河川の水が対象となっている。水文流域という場合には川の表流水だけでなく、地下水も含まれているのではなかろうか。

また、水の広域的利用の考えから、水系や流域を越えて水を供給することも実施されているが、これはどう考えるのか。勧告では「流域間の導水は、長期的にみて回復不能な性質の地域間不均衡を生じさせるものであってはならない」といっているが、容易に一線を引けるものではなさそうだ。

第三の点は、さらにむずかしい。勧告では「すべての国土利用政策においては、水資源の利用の問題の優位性を認める趣旨での特別の考慮が払われなければならない」「大地、水、大洋、漁場および大気の間には、密接な相互関係があるので、これらのいずれかの開発は、不可避的に他に影響する」などとある。

水を開発することは、広い自然環境に影響を与えるから、真先に水計画を念頭におき、それにあわせて他の国土利用計画をたてるということが実際にどこまで可能か。わが国の実情をみると、あまりにも水の問題を無視して国土利用＝開発がすすめられたため、大都市の水不足が頻発したり、工業用水の供給が間に合わなかったり、最近ではゴルフ場の薬剤撒布で飲料水が汚染される問題まで、水をめぐる多くのトラブルがおこった。

だから、水計画をもっと重視して総合計画をすすめる必要性があることは当然の方向と思われるが、国土利用計画法にも、一言も水については触れていない。

日本の「水・七七」

国連水会議に呼応する形で、この年は国内でもいろいろの動きがあった。政府は〝限りある水資源〟をキャッチフレーズに、八月一日を「水の日」に設定、それから一週間を水の週間として、大々的なキャンペーン行事を展開した。

その前に、一月末には経団連を中心とした「今後の水問題に関する懇談会」が開かれ、八月を目標に、消費者、婦人団体も含めた「水問題国民会議」の結成を決めた。しかし、その後、利水各団体間の意見が調整できず、国民会議の話は自然消滅の形となった。この懇談会は、どうやら政府が経済界に働きかけてはじまったもので、産業活動用水の確保を願う経済界と消費者（実は生活利水者）や農業団体とは、全く意見が合わないのは当然で、自然消滅は初めからわかっていたのではないか、とさえ思う。

一方、六月には全国知事会、全国町村会が相次いで政府に、水問題への要請、提言をおこなった。

知事会は前年から水問題研究会を開いて検討していたもので、当面の取組みとして①水源地対策②地下水規制③水道事業を決め、そのうち水源地対策について、現行対策（水源地域対策特別措置法など）では不十分だから、ダム建設等によって犠牲をうける地域、住民の回復措置を大幅に拡大するよう要請した。

町村会は、まさに水源地の団体であり、①水問題は水源地対策を最重点に考えること②開発には下流受益地の経費負担を前提にした国の体制を強化すること③水源地の森林整備にも下流受益者の負担を考えよ、という提言であった。

もう一つ、この年の大きな行事として、十月に「水資源に関するシンポジウム」が東京で開かれた。これは土木、農業土木、空気調和・衛生工学、気象、地下水、林学の六学会の共催で開かれたもので、水問題はほかに、社会・経済、法律・政策の問題が重要であるし、もっと根本的には地理・地質学も関連しているが、これらの学会は入っていなかった。

後援団体には、国土庁、科学技術庁、厚生省、農林省、林野庁、通産省、資源エネルギー庁、気象庁、建設省、住宅公団、水資源開発公団、地域振興整備公団、宅地開発公団、下水道公団

の十四の政府機関が名をつらね、まさに〝国家的行事〟であったが、環境庁はなぜか、この中になかった。

このシンポジウムで強調されたのは、主として官庁側の出席者による水資源開発に対する国民への協力要請だった。これに対して大学からの出席者の一人は「これまでの政策では、水を諸計画に従属させてきた。これからは人間や諸計画が水に従う必要があるのではないか。これまでの制度、技術の延長線上で考えるのでなく、もっと文明論的な討議が必要だ」と述べた。

オイルショック後の円高不況の中で、何とか景気を回復させようとする政府は、このころ、景気刺激策として公共事業費の大幅増額を組込んだ七八年度予算案の作成をすすめていた。水資源開発もその一つであった。地方側からは、もっぱら水源地対策の強化が主張された。上流と下流の対立、水争いがますます拡大していることを、印象づけた国内の動きであった。

河川法をめぐる攻防

日本の水関係法は、明治以来、河川法、森林法、砂防法が〝治水三法〟として、その中枢をおさえてきた。つまり、治水が水政策のすべてとも考えられた。

大正十四年に内務省土木局河川課長となった岡田文秀氏は、先任課長から「土木局はのんきなところですよ。何課に所属していようとも地方へ出張すれば、河川でも、道路でも、港湾でもいやしくも土木局所管のものは何でも視察してきて、誰も文句をいう者はいない。あちこち視察していると一年はすぐ経ってしまいますよ」といわれて引きついだ（岡田文秀自伝「怒濤の中の孤舟」一九七四年）が、昭和に入ると、事態は急変した。

水力発電事業が目ざましい発展をするにつれ、所管の逓信省は発電水力法の立案をすすめた。耕地改良事業を盛んに実施した農林省は、農業水利法案を計画した。つまり治水一本の水行政に、利水側からの攻撃がはじまった。権限争いが最もし烈になったのは昭和四、五年ごろであった。

両省の動きに対して、水行政の所管を守ろうとする内務省は、河川法の改正を計画する。そして三者の攻防をくりかえすうちに河川課長を去った岡田氏は、土木局長として帰ってくる。しかし、二・二六事件から日中戦争へと日本はのめり込んで、三省の攻防はおあずけとなり、戦後になった。この間、岡田氏は「水法論」を出版し、戦前の代表的水法の書となっている。このほか、戦前の水法に関する文献は、主として内務省土木局の属官に成るものといっていい。

戦後は、水関係法も順次整備されてきた。しかしそれは、まず水資源開発からはじまった。国土総合開発法（一九五〇年）はアメリカのTVA開発を手本に多くの水系でダム開発を計画する。それから電源開発促進法（五二年）、水資源開発促進法（六一年）。

各用水も水利権の確保をめぐって、水道法（五七年）土地改良法（四九年）工業用水道法（五八年）となる。この間、建設省が、現実に合わなくなった河川法の改正を計画するが、利水各省との対立が、戦前のままあらわれて、やっと改正河川法が成立したのは一九六四年であった。

新河川法に対し、各省はそれぞれ攻防をふりかえって反論している。「水経済年報一九六四年版」から、その一部を紹介すると――

◇自治省及び全国知事会＝一級河川の管理権を建設大臣に与えることは、地元住民に密着した河川行政の中央集権化であり、全力で反対したが、遂に水争いに敗れた。

◇農林省＝法源の異なる慣行水利権を制定法で消滅させてはならない。強い反対で届出制に止めることをかちとったが、慣行を縮少されないよう警戒が必要。

◇通産省＝用水を大量に使う重化学工業のために水利用の保護を強化し、慣行水利権の整理を促進せよ。

◇厚生省＝水道事業からみると、不満、欠陥の法律である。

まさに我田引水。これに産業界も加わって、水政策の基本理念もないまま、改正河川法は治水中心から抜けきれずに終わった。

総合的な水法体系の確立を望む声が各方面から出ているが、それには日本人の水思想から立て直さねばならないのではないか。

（つづく）

日本の国有林 <3>

特別会計制度下のあゆみ

――戦後の国有林の消長――

岡　和夫

はじめに

戦後の国有林経営は、経営の状況によって四期に区分することができる。第一期は、林政統一直後の時期、第二期は、生産拡大期、第三期は多面的機能の発揮を中軸においた経営に転換した時期、第四期は、財政再建のための経営改善に取り組む時期である。本稿では、戦後の国有林経営の展開をこの四期に分け、各期ごとに経営のあらましを述べることとする。

一、林政統一直後

昭和二二年に宮内省所管の御料林、内務省所管の北海道国有林が、農林省所管に移され、従来のいわゆる内地国有林と合体されたことによって、面積七八五万haに及ぶ統一経営体としての国有林が生まれた。これを林政統一と称しているが、戦後の国有林経営は、まずこの林政統一という大きな激動を経験するのである。

この年には、林政統一と同時に、戦後の国有林の経営体質を大きく規定することとなった国有林野事業特別会計法が施行された。この特別会計は、明治三二年に開始された国有林特別経営事業の資金的裏打ちをした森林資金特別会計とは性格の異なる事業特別会計であり、企業的能率性を追求する独立採算制が建て前になっていた。国有林の経営を企業的に行うことにより、経営の健全な発展に資するというのが特別会計設置の目的である。つまり独立採算制、企業的運営の言葉で概念づけられるような国有林経営観が、このときに国有林に付与され、以後の国有林経営は、このコンセプトの下で運営されることとなったのである。しかし特別会計へ移行した直後の国有林経営は、敗戦後の社会経済の混乱のなかで、たちまち財政的困難に直面した。

戦後間のない頃の混乱期に学窓を出て、就職難のなかで得た職が、まさに特別会計施行直後の名古屋営林局の雇員であったが、まず体験したのは、給料の遅配それもかなり遅れて一週分、一〇日分という具合の分割払いであった。支払いに充てる現金がなかったのである。もっともこのような極度の困窮は、ごく短期間であったが、しかしその後もしばらくは独立採算制の下で困難な財政運営を余儀なくされた。それが好転するのは、昭和二五年にいたってである。

この年に勃発した朝鮮戦争による特需を契機として、日本経済は復興に向かうが、これに伴って木材需要も増大し、木材価格が上昇した。その結果、国有林財政も好転することとなった。そして日本経済の復興に歩調を合わせる形で国有林経営も順調に推移し、昭和二八年度には、初めて損益計算上の利益の外部処分として、三二億円を一般会計に繰入れている。（その後も行われることとなった利益の外部処分は、三〇年代、四〇年代を通して国有林財政にかなりの負担となる。このあたりの記述は、紙幅の関係で割愛している）。

二、生産力増強期

戦後一〇年を経過した昭和三〇年頃から、木

材需要は目立って増大した。この増大する木材需要に対応した供給力の増大が、国有林経営の重要な課題として認識され始めるのである。

その具体化が、昭和三〇年に作成された「国有林長期生産計画」であり、これにより将来の生産力増大を指向した施業方針の採用が定められるのである。この長期生産計画が、国有林経営史の上でもつ意義は、それ迄のいわば現状維持的ないし漸進的な施業方針から、生産力拡大を指向して、それに可及的速やかに到着させようとする施業方針に転換したことであるが、もうひとつ見落せないのは、全国の施業を統一した施業方針の下ですすめるという新たな経営思想に立脚した経営展開をこのとき始めて導入しようとしたことである。

すなわち当時の経営案（現在の地域施業計画）は、当該経営区の森林の状況に即し、計画作成者が判断する技術的合理性のみの観点から作成されており、国有林全体としての統一的施業方針を中軸におきつつ計画作成を行うというものではなかった。つまり統一的経営体としての国有林経営全体との有機的関連性を保った経営案の作成を個々の経営区において行うという体制は、とられていなかったということである。経営案がそのようなものであるということは、国有林の現場での施業もまたそうであったということである。そこで個々の経営区の施業を生産力増大の方向に統一的に向かわせるため、経営案の拠るべき基準としての施業の大綱を定めたものが長期生産計画である。統一的施業方針の下に国有林の施業を規律するという、この長期生産計画の基底にある思想は、いってみれば経営方針のひとつの転換である。

経営区ごとの独自性を後退させ、全体的統一性を前面に押し出した経営への移行を決定的にしたのが、昭和三三年に作成された国有林生産力増強計画である（実質的な作業は、昭和三一年から三二年にかけて行われている）。

本計画のねらいは、増大する木材需要に対応して、林業生産力の持続的拡大を図るための生産体制の再編であり、次の諸事項が、具体的方策として実施されることとなった。第一は、老齢過熟の天然林を可能な限り早期に人工林に転換し、成長量の増大を図ることであり、これによって将来の木材供給力を増大させようとした。第二は、林道網の拡充であり、未開発林の開発促進をこれによってすすめようとした。第三は、生産期間の短縮である。早期に生産力増大を図るため、林業生産の宿命である生産の長期性を少しでも克服しようと考えたわけである。このための方策として、林木育種事業の強化や伐期の引き下げを行うこととした。また更新樹種の決定に当たっても、比較的伐期が低く、かつ成長量も比較的高いスギ、アカマツ、クロマツ、カラマツ等の樹種を努めて採用することとしたのである。

ところでこのような生産拡大方策を国有林経営の現場で実施に移すためには、国有林経営のよるべき規範となっている国有林野経営規程が、生産力増強の趣旨を十分に体したものになっていることが必要である。このため昭和三三年に国有林野経営規程が改定され、これによって経営計画の樹立は、生産力増強を指向して行われることとなった。

生産力増強計画によって、国有林の施業は、全国画一的になった。つまり長期生産計画で意図した施業の統一化が、生産力増強計画によって完成することとなったわけである。当時は、それが経営を合理化するゆえんであると考えられていたのであるが、もちろん画一的な森林施業が、果たして合理的といえるかどうかについては、議論のあるところであろう。なぜなら森林施業は、本来、森林ごとの立地条件、生育状況に即して考えられるべきであり、当然採用される施業方法は、多彩である筈であるからである。したがって標準化という名の画一化を行うならば、生産力発現の芽を摘みとる場合も大いにあるであろう。何より怖いのは、画一化によって森林施業の現場から技術の改良開発についての創意や熱意を失わせることである。ともあれ生産力増強計画の基底にあるのは、増大する木材需要に対応して、国有林の木材生産力を持続的に拡大させるための生産体制の再編であった。

そしてこの新たな経営路線を確立して生産拡大に踏み出した国有林は、昭和三〇年代半ば頃から本格化した高度経済成長下での木材需要の増大及びこの需要増大に対する木材供給の不円滑によって生じた木材価格の上昇の下で順調に生産を拡大させていった。ちなみに生産力増強の経営路線を採用する直前の昭和三〇年の国

有林の伐採量は一、五七三㎥（立木材積）であったが、生産力増強計画実施直後の昭和三四年の伐採量は一、八七一万㎥に増加している。

ところでここで付言しなければならないのは、いま示したような生産力増強の経営路線こそが、当時は、国民の要請に応えた国有林経営であると自他ともに考えられていたという事実である。すなわち生産力増強こそが国有林に課された使命を達成するゆえんであるとの認識が一般に持たれていたのである。だからこそなんの摩擦的現象を社会にひき起こすことなく生産を拡大させていったのである。それどころか昭和三六年には、需給不均衡から生じた木材価格の急騰が政治問題化し、政府が増伐を国有林に求めたのである。このあたりの状況をやや詳しく述べると次のとおりである。

昭和三五年から三六年にかけて木材価格が急騰した。そしてこの価格騰貴が、卸売物価全体を押し上げているとされ、問題化するのである。そこで政府は、昭和三六年八月に「木材価格安定緊急対策」を閣議了解し、実施に移すこととなった。この対策のなかで、国有林には、昭和三六、三七年度の両年度に八〇〇万㎥の増伐を行うこと、値上りのとくに著しい中小丸太の生産を増加させるため、振替伐採等を極力行うこと、関連林道（民有林の生産にも役立つ林道である）を既定計画より増設すること等を要求した。そこで国有林は、これへの対応として昭和三六年に木材増産計画を作成し、伐採量を更に拡大させるのである。

木材増産計画の骨子は、密植、肥培、林木育種などの方策の採用によって成長量の増加を期待し、これを引当てにして伐採量を増加させるというものであるが、このような発想による森林の取扱いは、これまでの国有林経営にはみられなかったものである。森林資源の特質から森林の経営に当たっては、フェイル・セーフの考えが伝統的に持たれ、いい意味での保守主義が、美徳とされてきたが、木材増産計画ではそれを放棄したばかりか、むしろその逆の方向のベクトルによって伐採量を増加させたわけである。ちなみに木材増産計画が実施に移された昭和三六年度の伐採量は、二、一四七万㎥であり、昭和四〇年には更に増加して二、三〇四万㎥にも達している。生産力増強計画の下で、かなり背伸びした伐採規模になっていたが、それを更に一段と拡げたのである。豊富な森林資源を擁していた国有林にとっても、矢張り相当に過重な負担であったといわなければならない。それをあえて強行せざるを得ない立場に当時の国有林は立たされていたということである。

昭和三〇年代後半期に入って間もなく、木材価格の基調が変化し、それ迄の上昇傾向から安定傾向に移った。それとともに国有林に対する増伐圧力は姿を消した。そればかりか四〇年代に入ると、高度経済成長のかげの側面としての生活環境の悪化が顕著になり、環境保全が社会の関心事となった。その一環として自然環境の保全が世論を形成し、国有林に対して自然保護を要請する動きが強まった。その結果、生産力増強路線との間で摩擦的現象が各所で惹起することとなった。そして摩擦的現象への対処の局面で、はしなくも国有林経営のある重要な構造的特質が表面に浮かび出ることとなるのである。

その意味はこうである。木材価格の動向が、上昇から安定ないし低迷へと変ったことによって、経営外部からの増伐圧力は姿を消したが、皮肉にも木材価格が安定したことによって、独立採算制なるがゆえの収入確保という、つまりは経営内部の事情によって伐採量の縮減が困難になったのである。いわば独立採算制の矛盾が表面に出ることとなったのである。もちろんそのような状況を生じさせた原因を制度の矛盾だけに負わせることは当を得ない。木材価格の上昇という、経営としては恵まれた条件の下で、かつまた今日の時点からみると豊かな森林資源を保有して生産力増強路線を歩む過程で、組織機構や要員規模が肥大化し、いつしか経営環境の変化に対して弾力的に対応しえない、硬直的な経営体質になっていたことも制度の矛盾を一層大きくしたと考えられる。

この傾向は、実はすでに昭和三〇年代のすえ頃に表れていたのである。閣議了解の木材価格安定緊急対策をうけて木材増産計画を作成したのは、前述のように昭和三六年であるが、木材価格は、同年一〇月をピークにして、その後横ばい傾向に転じていた。しかるに人件費その他の経費は年々増加する傾向にあり、支出は膨張していった。一方、収入の源泉である伐採量は、すでに限度に達しており、ために国有林の財務

状況は、この頃すでに悪化する傾向にあったのである。

昭和三八年に中央森林審議会に対して「最近の社会経済状勢の推移に対応する国有林野事業の果たすべき役割りおよびそのための経営のあり方」について意見が求められたのも上記のような国有林経営の実態にてらしてのことであった（これに対する答申は、昭和四〇年に行われた。そのなかで行政と経営の分離をかかげ、分離された後の組織形態として、独立の人格をもった企業形態を提示している。公企業形態を考えたのは、企業性追求による経営改善を意図したことによる）。かくの如くしてこの時期以降の国有林経営が、独立採算制の矛盾を抱えつつ苦難のみちを歩むこととなるのである。

三、新たな森林施業期

昭和四八年に第一次石油危機が発生し、これを境にして日本経済は、高度成長から安定成長に転換していくが、昭和四八年という年は、日本の林政にとってもひとつの転換点となった年である。というのは、この年に森林資源基本計画が改定へ昭和四一年に定められた計画を改定）され、それ迄の木材供給力増大を基調に据えた森林資源政策から、森林の有する多面的機能の発揮を政策理念とする方向に転換したからである。もつともこの資源基本計画が閣議決定されたのは、石油危機発生の直前の五月であり、増加の一途を辿る木材需要への対応が、なお林政上の重要課題ではあったが、この時期すでに外材が、木材供給の面で決定的な力をもつにいたったため、国内森林が、需給問題解決の前面に立たされるといった情況にはなかった。それよりも水資源かん養、国土保全、生活環境保全等の公益的機能の側面を重視した森林資源政策の確立が、より重要な課題であると認識されていたのである。森林資源基本計画の改定は、需給的視点の森林資源政策から多面的機能発揮の森林資源政策への転換を宣言したものであった。

国有林経営に関しても、この頃すでにその方向への動きがあった。例えば昭和四七年に林政審議会は、国有林経営の在り方について審議を行い、国有林の基本使命は、森林の有する経済的機能と公益的機能の調和の上に立って、多面的機能を総合的に高度発揮することにあるとする答申を行っている。この答申や資源基本計画で明らかにされた森林資源整備の方向、また各地で属地的に発生していた国有林に対する自然保護の要請にも対応するため、それまでの基本路線であった生産力増強から多面的機能の発揮を中心においた経営路線へと転換するのである。そしてそれを象徴するものとして昭和四八年にいわゆる「新たな森林施業」を定め、実施に移すのである。この新たな森林施業は、皆伐林分を減少させる、択伐や禁伐の林分を増加させる、保護樹帯を積極的に設ける等であり、これに伴って伐採量も縮減されることとなった。

林政審議会の審議を経て、経営路線の転換を行うにいたった背景には、生産力増強路線を生ましめた木材需給状況の様かわり的変化、自然保護の要請の高まり等があるが、もうひとつには、この頃になるとさしもの国有林も伐期林分の涸渇が認識されるようになり、資源的制約から従来水準の伐採量の持続が困難になってきたという資源事情もある。そしてそのことが木材価格の低迷と相まって収入確保に影響を及ぼす一方、支出の増大圧力もあって国有林財政が急速に困難の度を深めることとなり、新たな経営路線への転換が、主体的条件においても、また客観的条件としても必要になっていたのである。新たな森林施業の採用は、経営の内部的、外部的諸条件によって混迷した国有林の経営路線を新たな軌道に転換させるための模索のひとつの過程であったのではなかろうか。

新たな森林施業を国有林経営の全体像のなかで位置づけると上のようになると考えているが、そうだとすると採用されたこの方策は、経営路線混迷の事態の深刻さとくらべて不徹底といわなければならない。というのは、当時の国有林経営の混迷（明日を展望しえない状態といった方がわかり易いかもしれない）は、施業方法の転換で打開できるようなものではなかったと思われるからである。むしろ新たな森林施業がもたらした伐採量の縮減は、ただでさえ困難な様相を呈していた国有林財政を更に苦しいものにした。もっともそれによって国有林経営をめぐる問題状況の本態が、奈辺にあるかを際立たせることとなったので、そのような効果があったというべきであろうか。

四、経営改善計画期

昭和五〇年代に入ると財政状況の悪化は更にすすみ、経営外部から大幅な資金導入を行わない限り、経営の逐行が困難な状態に立ち至った。そこで昭和五一年に資金運用部から四〇〇億円の長期借入れが行われ、翌年の五二年には八三〇億円の長期借入れを行わなければならない状況になった。かくして国有林経営は、新たな段階に立ったとの認識が関係者によって持たれたのである。そしてこのような財政困難は、経営の構造的要因に基づくものであり、経営体制の抜本的改革なしで好転は望み難いと判断された。

そこで昭和五三年に国有林野事業改善特別措置法を制定し、一般会計からの資金導入を行うとともに、同法に基づき「国有林野事業の改善に関する計画」を策定するのである。本計画は、昭和六二年度までに収支を均衡させる等の経営の健全性を確立することを目標とし、昭和五三年度以降一〇年間における経営改善方策について定めた計画である。この計画のなかで経営改善には自主的努力が基本になるとし、事業運営の能率化、経営管理の適正化、収入の確保等の経営改善措置を計画的に講ずることとしている。そして経営管理の適正化に関しては、要員規模の縮減、営林局・営林署・事業所等の統廃合や局・署内部組織の簡素化（課の削減等）を行うとしているのが注目をひく。つまり自らの血を流した経営改善を考えたわけである。また収入の確保については、販売方法の改善、販売時期、素材の造材仕様や選別、仕訳等の面で可能な限りきめ細かな創意工夫を行うという、職員ひとりひとりの現場での取り組みを重視している。いわばひとりひとりの努力の集積によって、国有林経営の明日を切り拓こうというわけである。

四〇年代末期頃には、明日を展望し得ない、袋小路に入ったような国有林経営であったが、職員個々の主体的努力によって、明日が展望しうる状況を創り出すというのが、この方策の考え方なのかもしれない。職員個々の主体的努力に依存しなければならないところまで状況が深刻化したと理解するか、それとも単なる組織の歯車としてでなく、働く者の主体性が、これによって初めて見えるようになったと理解するのか、人によって見解は分かれるであろうが、何れにしても現場でのきめ細かな創意工夫が、改善計画のなかで重視されている。また保有資産の見直しを行い、国土の有効利用の観点から土地についても売払うこととしている点も注目しなければならない。

改善計画をみる場合のひとつの視点は、森林施業のあり方である。これについての改善計画の基本姿勢は、更新方法にみることができる。昭和五三年策定の改善計画では、国有林の人工林化は、目標のほぼ八割を達成しており、今後は従来の規模での拡大造林は見込まれないとした上で、人工造林の面積を縮少し（計画期間中の人工造林面積四七万ha）、天然更新の面積を拡げている。つまり天然林施業に傾斜する方向をこのとき採用したのである。

以上が昭和五三年策定の改善計画の概要である。以後国有林は、この計画に基づき経営改善に努めるのである。しかし財務状況は、改善の方向には向かわず、事態は更に深刻の度を増していく。その原因は、木材価格の低迷に加えて、累積する借入金の元利償還金が、財政圧迫要因として年ごとに大きくなっていくからである。

かくて既定の改善計画によっては、経営改善の目的は達し得ないと判断せざるを得ない状況になった。このような現状から、臨時行政調査会は、昭和五八年に行政改革に関する第五次答申（最終答申）において、改善計画の抜本的見直しを提言し、これを受けて林政審議会は、昭和五九年に「国有林野事業の改革推進について」の答申を行った。この答申においては、昭和七二年度までに収支の均衡を回復させることを目標とし、これに必要な基礎的条件の整備を行う改善期間の終期を昭和六八年度（昭和五三年に策定した計画では昭和六二年度としていた）とし、昭和五九年度以降一〇年間について新たな改善計画を策定するよう提言した。この提言に沿って昭和五九年に国有林野事業改善特別措置法の一部改正が行われ、改善期間中の財政特別措置が強化されるとともに、同法に基づいて新たな改善計画が策定された。この計画により、昭和六三年度末までに職員数は、定員内・定員外を合わせて約四万人に縮減する、組織機構は、一営林局の統廃合、一九営林署の統廃合を含め簡素化する等改善措置が一段と強化されている。

森林施業のあり方に関しては、前計画よりも人工造林面積を縮少して、三六万ha（計画期間中の面積）としており、天然更新の比重を一段と高めた。

さてこのように改善計画を強化して経営改善に努めたが、木材価格は引続き低迷が予想される一方、伐採量は、種々の条件から更に減少させる必要がある等のため、国有林財政は、一段と厳しい状況にさらされると考えられた。このため林政審議会は、昭和六一年一二月に「国有林野事業の改善に関する計画の改訂・強化について」の答申を行った。前回答申は昭和五九年一月に行われているので、約三年を経過しただけで再び計画の見直しをせざる得ない程事態は急速かつ深刻の度を増したということであろう。

この答申においては、昭和五九年策定の計画における収支均衡の目標年度（昭和七二年度）及び改善期間の終期を昭和六八年度とするとする改善計画の枠組みは変えずに、計画内容を改訂・強化する諸措置を提言している。この答申に沿って昭和六二年七月に昭和五九年計画の変更がなされた。変更計画の要点は、要員規模を改善期間内に定員内・定員外合わせて二万人にする、事業実行形態は、請負を原則とし、直傭事業は、真にそれがふさわしい業務に特化する、計画期間中の人工造林は一九万ha（これに対し天然更新は約七八万ha）を目標とする等である。これからわかるように森林施業は、天然林施業を主体とすることを明確にしている。

以上のようにおおむね昭和五〇年代以降の国有林経営は、経営改善（具体的には財務の改善である）を最優先課題としてこれに取組んでいる。しかし財務好転のきざしは、現在のところまだ見られない。ちなみに昭和六三年度決算によって国有林経営の財政状態を概観すると、収支（発生ベース）は、収入が五、七五七億円、支出が五、六七六億円で、一応は八一億円の収入超過となっている。しかし収入のうち自己収入は、二、九〇七億円（収入総額の五一％）にとどまっており、残余は、一般会計からの受入金一五〇億円及び長期借入金二、七〇〇億円からなる外部資金であり、これが収入全体の四九％を占めている。一方、支出のうち一、一四二億円は支払利子、八〇四億円が償還金である。すなわち元利償還金が、合わせて一、九四六億円に達し、支出総額の三四％を占めるに至っている。

（東京農工大学教授）

〈第八回総会の御案内〉

▽第八回総会を次の日程で開きますので御参加下さい。（購読会員もご希望の方はどうぞお出かけ下さい。その場合は事前に御一報を）

▽総会議案は本会報に掲載してありますので、当日出席される方は御持参下さい。

▽参加される通常会員は、準備のつごうもありますのでお送りしたハガキで参加の旨御返事を下さい。

月　日　一九九〇年三月二四日

場　所　学士会館分館（東京大学横）東京都文京区本郷七―三―一

■なお、総会終了後、立食パーティー（会費制＝三〇〇〇円）も予定しています。

地下鉄丸ノ内線　本郷3丁目下車5分

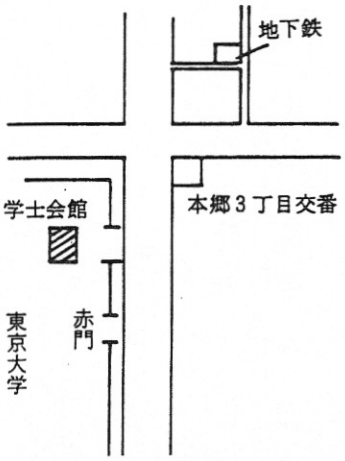

☎〇三―八一四―五五四一

研究会・日本の川を考える ⑤

水資源開発と山村問題

講師　松澤　譲（ジャーナリスト）

日　時　一九八九年一一月一八日
場　所　大日本山林会会議室
参加者（敬称略）秋山、内山、萩野、半谷、松沢（会員外三人）。

《松澤譲講師の問題提起》

当初の予定では「水資源開発と今日の農山村の変化」でしたが、平場の農村と山村では、ダムの影響がかなり違うので、今日は山村を中心にして話したい。

1. 日本の水資源開発、とくにダム開発の変遷

①農業溜池から電力・都市用水・洪水調節・多目的ダムへ

農山村にとって水開発の影響はダムが大きい。日本のダムはどのようにつくられてきたか。15㍍以上のダムを集計した『ダム総覧』によると、戦前（一九四五年まで）は殆ど農業用（竣功したダム一一八四のうち一〇一八が農業ダム）だが、その外はただ川の水を取って使うということですんでいた。昭和になって都市用水が不足し小河内ダムのようなものや、工業用水ダムの建設が始まる。その中で多いのが電力ダム。戦前ですでに一三三、戦後になって復興の柱にエネルギーが据えられ、佐久間ダムなど電力ダムの開発が始まる。その後に工業用水・都市用水がでてる。

ダム目的＼区分	87年3月31日まで竣工	建設中	計
洪水調節ダム	397	338	735
不特定目的ダム	220	268	488
農業用水ダム	1591	222	1813
都市用水ダム	277	232	509
工業用水ダム	104	84	188
電力ダム	535	62	597
合計（実数）	2393	530	2923
（うち多目的ダム）	395	322	717

②多目的化によるダム大型化

四七年利根川の水害はじめ、六〇年代はじめまで水害が多発した。洪水調節・都市用水の必要から、四九年から多目的ダムを導入した。五二年電源開発法が成立、五七年に特定多目的ダム法ができた。戦後は多目的ダムを中心に作るようになって、専用ダムを昭和五〇年代で追い越した。昭和三〇年代からの都市集積で特定の所へたくさんの水を供給しなければならないため、開発がすすんだ。

③高度成長と都市集積による開発水量の増大と山村への影響

多目的ダムは色々な目的を重ねますから、容量を大きくしなければならない。洪水調整では、梅雨から台風期にかけて水を減らして、大水が出たときにそこえ溜めて調節する。水を利用するためには溜めて置かなければならない。両方

年代（西暦）＼ダムの区分	多目的ダム	専用ダム
00～25年	1	195
26～45	10	403
46～55	26	185
56～65	90	265
66～75	124	198
76～85	134	128
86～	332	257

を兼ねると空間と溜める量とが必要になり、容量を大きくしなければならない。

開発水量をみるとだんだん大きくなっている。ダムの建設には長期を要するが（その大部分は補償交渉）、大型化してくると工事も長期化するとともに、山村に及ぼす影響も大きくなる。

戦前のダムは人家の無い所が多かった。補償も少なくてすんだ。戦後ダム建設が多くなると、両側に山が迫り奥が深いところをダムサイトにしたい、と計画する。谷筋の開けた所はたいてい水没してしまう。そこは集落や田畑のあるところだから山村はもろに影響を受ける。

山間部の川は、急流で川の生態が維持されてきた。そこへ水を溜めてしまうと、水が淀み富栄養化・汚濁が起こり、水質が変わり、ダムにも土砂が溜まる。土砂の堆砂は計算しているが、予想以上の土砂の堆積で、天竜川の安岡ダムのように一〜二ぐらいしか水が溜められない。

2. ダム建設が山村に及ぼす影響

電力・洪水調節・都市工業用水などダムは主として下流のために作られる。ダムをつくる山村はダムの効用は受けない。しかも、ダムは大型化し水質も影響する。八七年に「二〇〇〇年にむけて、日本の水開発をどうするか」という全国総合水資源計画（ウォータープラン二〇〇〇）がでたが、これによって開発すると、建設中のものを含め後全国で五〇〇ぐらいのダムが必要という。今後もダムは山村に作られようとしている。

①ダムの立地条件

ダムを作るいい条件の所は、両側に高い山が迫り、がっしりした岩盤で、奥に水を溜められる広大な平地があること、そして、裏から水が漏らないもの、となる。沖縄では山が低くて、東村の福地ダムでは、溢れた水を背面から落とす施設を作っている。ダムには広大な平面が必要ですから、村の中心部はたいてい水没してしまう。岐阜県に作っている徳山ダムは、六億六〇〇〇万トンの水を溜める最大のダムですが、徳山村の入り口にダムを作り、村全部が水没し廃村になった。熊本県五木村に計画中の川辺川ダムは、ダムは相良村にできる。影響は相良村にはでなくて、五木村は役場も学校も水没する。居住地・水田・畑など大部分が水没する。

仮に地元が承諾してダム作っても、川の環境は変わってしまう。水を溜めると、土中に水がしみこみ地滑りや地割れを起こすこともある。奈良県川上村の大滝ダムで、高台の集落の地滑りをどう防ぐかが問題になった。大分県の下筌ダムでは後になって居住地が地割れを起こした。一部は建設省が補償したが、ダムとの関係が不明として補償されない例も多い。

②川の環境変化

川を途中で止めるので、洪水の時は奥まで溜まり、また干上がる。下流に水と土砂が流れて自然が保たれてたのに、土砂はせき止められて川がえぐられ深くなり、農業用水を取っていた水位が低くなり取水が困難になるなど、上流・下流に影響がでる。

③周辺山地への影響

ダムの湛水によって地割れや地滑りが起きたり、今までの湧水が止まったり、逆に水が湧いたりという影響もある。地形の変化で、水の流れに変化がでる。

④村の過疎化

村の中心部が水没するのだから離村する。しかし、起業者としても村にしても地元に居てほしい、と考える。実際は、移転場所がなくて下流に移る。高度成長期に若い人が都会に出たが、ダムでは一気にそれがすすんだ。ダムのマイナスは山村が受け、プラスは下流が受ける。都会で道路を作るから立ち退きする場合は、道路を作った所も利益を受けるが、ダムではマイナスを受ける者とプラスの人がはっきり分かれる。

⑤建設段階での影響

ダム建設の手順は、予備調査（国や県が必要ということで調査するが、予算も一般調査費で、結果が思わしくないと変更もできる。この段階ではダムの計画は公になっていなくて、地元にも噂が流れる程度）、実施計画調査（予備調査で適地となると、設計のための調査になる。予算も「〇〇ダム調査費」としてダムの名前で計上される。地元にも説明がある。反対してもなかなか動かない段階になる）、事業計画の説明会（実施計画調査がすすんだ段階）が開かれ、水没地域も標示される（湛水線表示）、河川予定地指定（ダムで水没する予定地全体が川になり、指定後はそこに家が建てられない）、水没関係区域調査（家・田・畑・森林など調べ）、土地等級区分を決定し補償交渉に備え、補償資

料を集め、補償の基準を決めて補償交渉に入る、という手順をとる。

事業計画の説明で反対運動が起きる。村でもダム対策委員会をつくり、住民も反対同盟を結成して運動を統一して起こす。起業者側にとってもまとまった方が都合がいいので、そこで補償交渉になる。その過程で色々の問題が起きてくる。補償金目当てに「いい山があるから交換してはどうですか」という誘いがあったり、補償金目当てに戦争未亡人に結婚を申し込んだり、人間・土地のトラブルが起きる。そのうち「これだけの条件がでれば」ということで、反対同盟が分裂したり、村会議員には金がばらまかれたり…。事実もあれば噂もあるが、村落共同体はバラバラになってしまい、道路普請も出来なくなる。水没するから、といって田植えも止めてしまう。

事業計画の説明をしてからある程度調査をしないと補償基準がでない。補償基準が妥結した後に個人個人の補償を決める。その補償基準の交渉に何年もかかる。その間に村の中がめちゃめちゃになってしまう。仕事も手がつかなくて、補償対策の会議ばかり続くという状態で、徳山ダムの場合には、五七年に電源調査が行われ、第三次の補償基準で妥結したのが八三年。大滝ダムでも最初の動きが五三年で、妥結は七五年。川辺川ダムは、予備調査が六四年で、妥結は八一年。

3. ダム反対運動と法的経過

①山村自治体の対応

ダムのもたらす深刻な影響にたいして、自治体なりにダム補償の条件や振興について考えようとして結成されたのが、五四年の全国ダム対策町村連盟だった。それが、山村全体の問題に広げようとして五八年には、奥地山村振興協会に発展した。六三年に全国山村振興連盟になり、六五年に山村振興法ができる。山村の対応はダムから始まってこう変化した。

②住民の対応

一方、住民は反対同盟で闘う。しかし、絶対反対から条件闘争までいろいろある。それを利用して起業者側も揺さぶる。そうしたなかで、最後まで一致して闘ったのが、岩手県の湯田町の湯田ダムだった。妥結したあと住民はダムのそばに民宿をたてて観光に期待した。ところが洪水調節ダムですから、いつも満水ではなく岸が露出して、葦が生えて汚くなり、蚊も発生する。民宿どころでない。そこで団結して闘って条件をとった。川上村の大滝ダムは、最初は団結していたが崩れてくる。起業者の方も一括交渉ができなくて、個別交渉に切り替える。最初の妥結と最後の妥結では物価も変わり、補償価格も変動して大変だった。

③起業者側の対応

起業者側の対応は、まず全国総合開発基本法ができた。ついで電源開発法が五二年にできた。水の開発利用が先行し、治水と利水をあわせて日本の水をどう扱うか――という視点は無い。戦後最初に作られた石淵ダム（四七年）では、補償の基準も無く、ある日突然住民が「ダムの説明会があるから印をもって集まれ」といわれ、「お国のためにダムをつくる。ご苦労だが立ち退いてくれ」という説明が一方的にあって、個別に部屋に呼ばれて補償額の書かれた承諾書に判を押された。「大事なことですから外の人には見せないように」といわれて、有無をいわさず判をとられた。

電源開発法などができるようになると、そう簡単に了解は取れなくなる。電力会社としては補償額の上積みや、代替の土地をさがして早く穏便に立ち退いて貰いたいから、補償額の上乗せがされ、すでに立ち退いていた先行ダムの住民が文句をいうような事態もでてきた。そこで、電源開発の補償要綱ができ（五三年）、生活補償の色合いの強い基準を作った。これで電力ダムは簡単にいくが、建設省のダム補償はすすまない。そこで五四年に建設省が要綱を作った。これは生活補償の色合いはなく財産に対する補償だけという考えだった。

憲法では「個人の財産は、正当な補償のもとで公共の用に使うことができる」となっているが、「正当」をめぐって、生活補償と財産補償と対立したわけだ。下筌ダムでは、本人の了解も得ないで立ち入り樹木を切るなどしたので、室原さんが反対闘争に立ち上がり、砦を作って熾烈な抵抗した。建設省の基準と電源開発の基準が食い違ってはいけない、という反省から六二年「公共用地の取得に伴う損失補償基準」が閣議決定される。学校・役場・郵便局などの補償は、財産補償でなく、村の機能を回復させる

ことを主眼にした「公共補償基準」が六七年に出来た。大事な部分が水没した村をどう立て直すか、を考えたのが七三年の水源地域特別措置法の制定だった。この三つが、補償基準となって今日まで運用されている。

補償の基準ができたが、理屈どうりには納得して貰えない。例えば職業を変える精神的負担や、墳墓の地を動く辛さは、気持ちとして分かっても補償の算定はできない。そこで、土地の補償の上乗せで解決しようとする。それが、地価を吊り上げることになる。しかし、これでも山村が報われるという実態にはない。

4. 公共事業と基本的人権

①発端として蜂の巣城闘争

ダム補償問題が全国的にも問題になったのは、蜂の巣城闘争にあったと思う。蜂の巣城闘争は砦を作って抵抗しただけでなく、八〇件近い訴訟を起こした。この争いで室原さんは大部分で負けるが、当局側の不備の点も明らかになった。そのため土地収用法も改正されたが、大勢の水没者をだす公共事業と人権のバランスをどうとるのか問題となった。

②風化する教訓

後で蜂の巣城闘争にかかわった裁判所・検察庁・建設省の人が集まって『公共事業と人権』という蜂の巣城闘争を中心とした反省の記録をまとめたが、その反省が「蜂の巣城ってなんですか」と言う具合に空洞化し、人権にたいしても保護が風化している。むつ小河原や放射性廃棄物など問題がでているが、初心を忘れ強引に

水没物件の多いダム（上位5位）＝ha

世帯(戸)	水田	畑	山林	宅地	水没面積計
1. 小河内 945	釜房 165	金山 607	九頭竜 827	湯田 33	金山 1116
2. 湯田 622	土師 109	岩尾内 124	池原 716	九頭竜 21	九頭竜 1109
3. 池原 524	白川 102	早明浦 120	早明浦 620	土師 15	早明浦 790
4. 九頭竜 529	湯原 95	下久保 117	田子倉 565	下久保 13	池原 788
5. 旭川 510	田瀬 92	四十四田 113	奥三面 446	油木 12	田子倉 672

ダム補償の補償基準の例 ①＝評価級別

		宅地（㎡＝円）	田（10a＝万円）
B ダム	第1次	① 14000 ～④ 11000	① 130 ～④ 110
	第2次	① 15000 ～④ 12000	① 140 ～③ 120
	第3次	① 18000 ～⑤ 7000	① 270 ～② 260

山林評価の差異 ①＝評価級別

	A ダム	B ダム	C ダム
(10a＝万円)	特 45, 0 ① 40, 5 ⑥ 7, 5	① 52, 0 ③ 38, 0	① 47, 0 ③ 37, 0

行われているようだ。
数日前新聞に、建設省がダムを二重にしてボートを上のダムに浮かべて遊園地化しようという構想がでていたが、では、補償をもらって墳墓の地をでていった人は、「何のために出ていったのか」ということになる。下流の洪水を防ぐため、電力をつくるため、都市用水のため、と出ていったのに――となる。ダムサイトを整備し活用することは良いことだが、人権とのかかわり、初心を忘れてしまうと戦前の権力横暴時代になりかねない。国民全体で考えなければならないと思っている。

≪質　疑≫

◇建設省の場合、補償を工事費に含め業者が負担していた。

松沢　県が補償の上乗せする例もある。神奈川県の美保ダムはそうだ。水関係と森林関係を年代別に並べてみると、どこに行政が力を入れていたかよくわかる。黒木先生のいうように水基本法が必要だ。

◇河川法は堤防法だ。

松沢　河川法制定をめぐって、農商務省の農業用水の慣行水利権との争いがあって出来るのが遅くなった。河川法は水開発法ではないが、少なくとも先に河川法ができていれば違ったろう。

◇河川法・砂防法はほとんど審議されていない。森林法は明治一五年に案ができて一五年かかった。

◇大内先生がスエーデンに行かれて、その帰国談を聞いたがスエーデンでは、原発を止めるだけでなく、発電ダムも代替えエネルギーがみつかりしだい撤去するという。大内先生もダムを止めるべきといわれていたが、ようやくそうしたことが議論できる時代になった。

◇四万十川の支流のダムで撤去の要求がでています。

◇起業者が止めた例はあるか。

松沢　大滝ダムの下にダムを作る計画を資源調査会がたて、紀ノ川の治水・利水をやろうとした。地質上問題でないか、と建設省がいいだし中止させ、建設省が大滝ダムを作った。戦後ダムが公共事業を代表するものだったが、公共施設は多くのものがその後でてきた。ダムによって立ち退いた人の中には、①移転先の下流での農林業が減反もあってうまくいかない、老人は無職などで「こんなはずでは」という人がいる一方で、②小河内ダムで清里へ移った人や、佐久間ダムで渥美半島に移りメロンづくりで多収入を上げている人など様々で一概に損得はいえない。

◇それでは、ダム問題を考える視点は。

松沢　出ていった人より、残った村の問題でないか。出ていった人は最終的に補償で納得した。残った方は人は減り、山で働く人もいなく山村維持が困難になっている。

◇美保ダムは土地のある人は、そこで民宿・喫茶店など出して暮らせるが、奥地の人は生活の道がない。

◇下久保ダムの地域は、当時一〇〇万円の収入のある自立農家のモデルのような経営だった。そこで残った人は、ダムが中心部にあるものだから、森林を利用しての今までの生活（収入）を維持することも思うようにならず、その後出ていく。いま、あそこに居ては五〇〇万円の収入も無理――といっている。

松沢　水没しないけど離村する例も多いが、生活の不便さがそこにある。田沢湖町の玉川ダムでは、離村しなかった。特急が通り、工場誘致もできた。観光地を控えた条件もあって、人口の減少はない。

◇ダムを作ったことで道路が良くなり、山村の奥まで外材を呼び込んだ。佐久間ダムの下で製材しているのは清水港に揚がった外材で、東京方面に出ている。それだけ、国産材の市場が狭められた。

◇ダム反対といっても疲弊した山村では条件闘争になるのでは。

松沢　ダム反対といってもニュアンスは違う。山村は出たい人はでて、細々やればいいのか――が問われている。

◇出ていった人も含め、共有林は財産区を作り管理したほうが、故郷意識も出る。西谷村のように生産森林組合を作ったのは失敗だったのでは。

◇昔の共有林の姿を残しているほうが、村起しに熱意があるようだ。

松沢　財産区の森林を活用して成功？しているのは、白樺湖周辺。別荘地に貸し、地代で潤っている。共有の名義が明治時代のままとい

うのも多く、その村で共用している時はいいが、出ていく人の場合どうするかは問題。

◇建設省の高速道路用地補償で水田一〇a四五万円、山林ha五〇万円というのを兵庫県で調べた。山林の方が、工事のしやすさから値が高いようだ。

松沢　都会の周辺のダムは修景してお客を呼べるが、山村では珍しい間はお客がきてもすぐさびれる。

◇ヨーロッパを歩いてみて、大きなダムは見たことがない。

◇ドイツでもそうでした。

松沢　川も大きいし、ダムサイトの適地も少ない。上流にいけばある。また国際河川だから問題もある。イタリアなどアルプスからの流れを利用してダムを作っている。ダムサイトになるところに人は住んでいない。

◇ダムを作るとき森林をどう作るか計画するのか。

松沢　水源地域対策特別措置法で地元から計画を出させて補助をしている。

◇森林計画を五年に一回作り直すが、ダムのため変更はしていない。

用水路の改修がむらをどう変えたか

講師　後藤克巳（ごとう・こっき―郡山市在住）

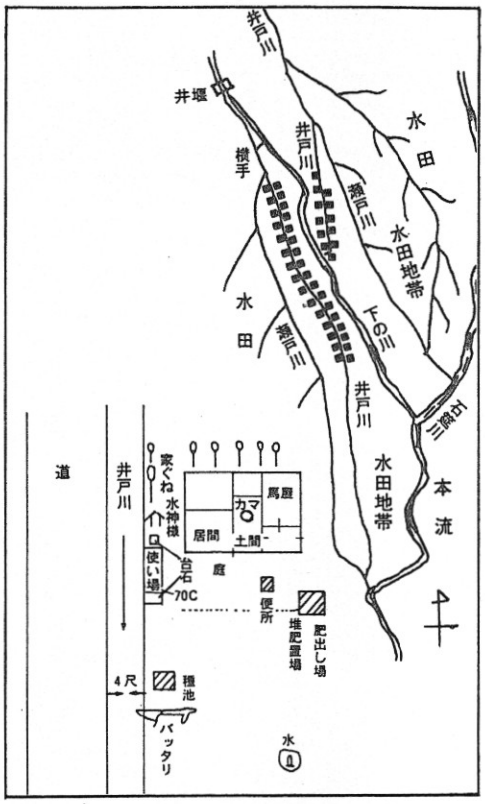

日　時　一九九〇年二月一七日

参加者　内山・黒木・土田・萩野・松沢（会員外七人）

《後藤克己講師の問題提起》

私は福島県郡山市の北西部、安達太郎山から五㎞ほどの山麓にある石筵というむらに住んでいます。磐越西線の磐梯熱海から七㎞北にあります。摺鉢のような所で、平地は三〇〇㌶、そのうち田は二〇〇㌶です。一四〇戸、六〇〇人が川を挟んで五〇〇㍍に住んでいます。乳牛が一〇〇〇頭、酪農と米、酪農家以外は熱海や郡山へ働きにいき生活しています。私は国有林で働く傍ら、蜜蜂を飼い、農業をすこししています。

むらの作り

あまりうまくありませんが、むらの状況を地図に書いてみました。石筵川と下の川を上流で堰き止めて、生活用水を取る井戸川がむらの中を流れています。井戸川では昭和三〇年代までは飲水をとり、ザルで米を洗ったものです。ここでは首から下の物は洗わなかった。瀬戸川はおしめや汚いものを洗った川。下の川は天然の川で、死んだ人の物などを燃やしたり洗ったりした。井戸川や瀬戸川は人工の堀だ。

住宅は、井戸川に面した庭から川に降りれるようになっていて、幅一・四〇㍍、川に向かって七〇㌢ぐらいで川面に手が届く「使い場」、上手には直径三〇㌢の米とぎ石、下にはザルなどを上げる台石があった。米とぎ石の上流には水神様が祭ってあり、台石の下流には水で米をつくバッタリがある。馬屋や便所・生活雑廃水を捨てた肥出し場（堆肥置場）は井戸川の反対の方に作られ、瀬戸川に近かった。何年か毎に大水が出たが、その時の飲水はむらの何か所かにでる清水を使った。

むらの生活を変えたもの

この用水の堰や農道の管理や改修のため、春二回夏一回秋二回はむら人がでて普請をした。

三一年四月、国有林の林道の橋の掛替え工事を普請でした。橋の材料にいつものように国有林の材を伐って使った。六月になり「無断で国有林の木を伐った」ということで盗伐騒ぎになり、書類送検をされる結果になった。それまで井堰の修理に、国有林の木を伐り杭にして枝を編んで柵を作ったり、道路の橋も国有林材を勝手に伐って使うことなどは良くあったことだった。

盗伐のきっかけは、そうして伐った木の一部を横流しして普請に出た人のパンを買ったことが分ったからだ。しかし、当時国有林の木材を営林署が業者に売り、業者が木材を運びだすためにむらの道や橋を痛め、それに対するむら人の怒りもあったと思う。それが、盗伐にもつながったのではないか。

そのときから国有林材を普請に使うことが出来なくなった。自然の材料が手に入らないから、コンクリートのヒューム管を埋めようということになり、お金がいるから「水利費」を取ろうということになった。水利費は一〇a二五〇円だが、改修するとそこの水通りが良くなり下流が痛むということが続いた。その頃から「税金を払っているのだから役場でしてもらえ」ということで役場に頼むことになった。すると堰の所有は市なのかむらなのかが薄れ、水門の鍵を預かる人が水番をするようになった。水利費を取ることで今までの田に水を入れる順番も変わった。かつては旧田が水を入れ終わるまで新田は水を引けなかったが、「同じ水利費を払っているのだから」と平等になった。今までは上流に田を作るのは部落の了解が必要だったが、それが崩れ上流にも田を作り出した。それが水源を汚すことになった。

また、普請にでる人が自分の田の関係する方面の普請にしか出なくなった。水利費をとるようになって田を広げ、平均七〇aぐらいだったのが三〇〇aにもなる人が出ると「仕事を休んでまで普請に出られない」ということになり、母ちゃんを出すようになった。ヒューム管は重たくて母ちゃんでは持てないから「金を出せ」ということになり、一五〇〇円の差額をだすことになった。実は金ではヒューム管は動かない。そこで普請は、役場へ陳情して市がやることになった。農道の修理も普請より役場から土砂を運ばせ、自分の車で関係する所に入れるようになった。今まで用水堀に橋を掛け上流の自分の土地に入るときは、区長の了解が必要という慣行があった。しかし、役場が橋や用水堀を作ったり修理してからは、部落の了解をとるより役場に行き「あそこにヒューム管を入れて自分の土地に行くから」と通告するだけになった。

私たちは慣行水利権を持っていたが、市費で堰を修理をした機会に「市長を法定水利権者として水門を管理した方がいい」という事になった。かつては、「〇月〇日水を止めて修理」とむらでいってやったが、水利権者が市長になってそれがやりにくくなったようだ。

川を使えなくしたもの

かつては上流には人は住んでいなかった。戦後上流に開拓が入ってきた。その人たちに私たちのような水の使い方を注文できなかった。加えて、牧草の肥料・家畜の糞尿での汚染もあって、下流が汚れた。すると、井戸川の水や井戸の水は非衛生、「時代遅れ」ということが保健所などから言われ始めた。地下水や井戸の水を保険所が調べて大腸菌がうようよしている――という。水道を引くには、一四〇戸で一億二〇〇〇万円、二五年返済で一人七〇万円の工事費がかかるという。地下水を自分で汲んで保健所に持っていった人もいる。ところが、こっそり調べた水はきれいだという。こうして水道派と井戸派の対立となった。この対立は今もくすぶり続けている。

よそから嫁にきた人は「いづれ地下水は枯れるからこの際水道を」という。反対派は「いや、三〇年代のような水の使い方をすれば井戸川の水は洗い物には使える」という。水道派は水の不足した人だが、前なら部落の集会で発言し、水を分けてあげたりした。今は、部落会の集会で言うのではなく市役所にいう。すると市役所は給水車をだし、区長に「水道を引け」という。二～三人が水不足なために、全体が一人七〇～八〇万円も負担するのは不合理だが、その人たちにとっては、水のために部落に世話になるより、市役所で面倒をみてもらった方が気が楽という感じだろう。

私たちの子供の頃は、堰上げ普請ともなれば井戸川に水が来なくなり、少し深くなっている使い場でイワナの二～三匹はとれた。それが楽しみだった。金持ちというのは、いろりの火

棚にイワナの刺した串が何本もある家だ、と思ったほどだった。

川の汚れをすすめたのは、ドジョウやタニシ・川魚を食べることを止めたこととも関係があるように思う。三〇年代まではむらの人は川の魚を大事にしてきた。その頃から、魚の行商がむらに入り始め、留守でも戸棚を開けて魚を入れて帰るまでになった。すると、川魚は生臭くてうまくない――といわれるようになった。だから、農薬を撒くと、タニシやドジョウが食えなくなるから困る――ことにはならなかった。

また、ビニールパイプで水が簡単に引けるようになった。川より高い所でも上流から簡単に水が引けるものだから、水源地帯に水田ができて田の落ち水が水源を汚した。高森熱海有料道路ができて、その側溝の排水が水源に入りだした。堰の上流五〇〇㍍に高さ二五㍍のダムを建設省が作った。砂が溜まると井戸川に小さな砂が流れるようになった。そのため井戸川を使わなくなった。

上流の国有林の天然林を買った成井農林が、ブルドーザーを谷にいれて一〇輪のトラックが木を積んで走り、これが五年も続き川が何時も濁るようになった。イワナが車に潰されて流れてくることもあった。

こうしたことが川を汚し、いまは、井戸川で米を洗う家はないし、飲水は全部井戸に頼っている。その井戸も渇水で、深く掘る家がではじめている。私の所では四㍍も掘ると水がでるので、モーターで汲み上げている。井戸の水は、冬暖かく、夏冷たく良いものです。

市役所は「水道を作れ」というが、隣の大玉村では水道が赤字で「月六〇〇〇円は水道を使ってくれ」といっているそうだ。いまは、基本料以下の家がほとんどだそうだが、いらない水を使うことはない。

川をどう回復

川をどう立派にするのか。立派にするより使い分けをしたらいい――という人もいます。水洗便所を作れ、とか下水道を作れという訳だ。それに対して三〇年代のような水の使い方をすればいい――という人もいる。これは、私のような昔の川で生活した五〇歳代に多い意見です。酪農家が洗った水を川に捨てないこととか、家庭の雑廃水を井戸川に捨てないで、風呂水などとともに肥だし場に溜めれば、地下水の補充にもなると思うが、若い人は、「水溜まりにはハエやボーフラがわいて非衛生」という。高速道路の排水も、排水管に穴を開けて地中に戻すことをすれば水源を汚すこともない。

暗渠方式で排水処理をやる家も何軒かでた。清流で米をとぎ、イワナをとるようにしたいものだ。昔はオニヤンマやもう絶滅したかも知れないが、夜トンボというのがいっぱいいた。八月の夕方になると群れをなして飛んでいたが、口には蚊を何匹もくわえていたものだ。こうした自然と一体になった生活を取戻したい。

《質　疑》

◇水利費はどうして出すのか。

後藤　耕地面積割り。しかし、農業委員会の台帳で申告するから、開田や開墾の実態が反映してないという不満もある。普請も年五回もあったのが三回になり、それでも出る人が居なくて、「水利費を上げて業者にしてもらっては」という意見も出ている。男は六〇歳以上は普請に出られないが、高校三年生ぐらいならいい。女は駄目といって金を取るが、女性でも草刈りなどは男に負けない。むしろ高校生の方が力仕事も汚れ仕事も駄目だ。「むらの公共物を管理する能力がむらに無くなったから、基盤整備組合が農道や用水の管理に当たる」という意見がでる。

昔クマが里に出て、消防団でクマ狩りをした。猟師の方へ追うのだが、クマが向きを変え先頭にいた若い人が重傷を負った。その責任問題が出て、消防は市の辞令を貰う消防に変わった。私の子供の頃は、火事になれば婆さままでが、バケツを手から手へリレーして川の水を汲み初期消火をしたが、今は市役所の消防を見るだけ。市の広報から乾燥期になると「火の注意」が放送され、消防車が回ってきて焚火に注意もする。しかし、川を汚している注意はない。

◇九州工大の石井さんのいう個人下水道の取組みはどうか。

後藤　石井式の方式を考えている人もいる。しかし、問題は家畜だ。牛一頭は人間の二〇人分の糞尿を出すといいます。そうすると一〇〇〇頭の牛のいるむらは、人口二万人を抱えていることになる。しかも、最近の牛はビー

ル粕など食べて糞は腐り難い。堆肥と藁とを交換している酪農家もあるが、栄養が良すぎて稲が青だちする。また、乳質を良くするために薬を使う。薬を使わないと農協が「細菌が多い」というから、農協から薬を買って使う。すると糞が醗酵しにくい。かつて各家に三～六頭の牛を飼っていたときも、むらには一〇〇〇頭の牛がいたが、河川を汚したりしなかった。三〇軒で一〇〇〇頭を飼う今のような「公害」問題は起きなかったのは、飼料や薬の問題があるのではないか。

◇有料道路の排水地下浸透は交通量が多いと成功しないが。

後藤　休日を除いては多くない。アスファルトの上を流れた水が地下に入ってどうなるか心配もあるが…。今でも夕立などあると、側溝があふれて水源に流れこみ、川が泡立ち、川底の石にも独特のノリみたいな物が付く。だから改善を公社に求めている。

　木材を運びだす作業道（ブルドーザーが山肌を押しただけの道で、ブルが木材を引っぱって通る）が自然をこわしているように思う。作業が終われば現況に復帰させることになっているがしていない。そこへ雨水が流れ泥を流す。生活水を取り戻すには林業を変えることも必要だ。自然保護の人たちは、スーパー林道などについて問題にするが、作業道など山岳道路のありかたを考えるべきだ。

◇リゾート開発の動きはないか。

後藤　隣接の猪苗代がリゾートの重点整備地区に指定された。むらの入会林の二〇〇㌶を二〇〇〇万円で貸して欲しいという話があるようだ。ミニスキー場やミニゴルフ場をつくるらしい。むらの中央にある「はなれ山」を貸して欲しいという話もあるようだ。何に使うのか分らないが。

◇川の汚れと森の関係はあるのか。

後藤　かつては、一一月～三月の間の渇水期で二～三軒は水がでないことがあった。今年は風呂水も汲めない家がほとんどで、村中井戸を掘っている。火山弾の堆積地で水質が良く、汚れも基準の一〇分の一という良い水だ。奥羽山脈につながる名水ある本流の上流にある国有林がブナを伐りカラマツ林にしたことと関係があるように思う。

　猪苗代で氾濫して被害がでた。吾妻スカイラインにした部分、作業道の部分も相当ある。橋の上流に堆積した土砂を業者にとらせていた。その砂を川の水はまっすぐ部落に入るように取らせた。当初はむらは反対したが、地元の人が土砂とりに関係するようになって、反対もできなくなった。一昨年の災害は五〇〇㍉の異常降雨によるもの、といわれているが人災ともいえる。

◇山への薬剤は何を使っているか。

後藤　四〇年代にはクサトール・クロレートソーダなど撒いた。クズ対策でクズノック、ケイピンはいまでも使っている。川にも実験で撒いたが魚は死ななかった。山を造るにはササ対策が大変で、ササの所は唐鍬も入らない。天然林更新にはどうしても薬を使いたがる。薬でササを枯らすと、表土が軟らかくなって雨で土が流れだす。

◇ササを食べるものがいればいいのですが。

後藤　カモシカは食べる。カモシカは増えた。クマは蜜蜂の敵で、あまり弁護をしたくないが、クマもいないと地タケは密生して枯れる、と竹の子とりから聞いた。クマが好物の竹の子を食べるから地タケが生える。カラマツ林はクマもこないし、竹の子を取らないから、タケも枯れて生えない。ブナ林でも密生している若いときはササもない。木が大きくなってまばらになるとササが生えてくるし、下層植生が繁る。私は、蜜蜂を飼っている立場から自然をみてきた。トチの花が一番いいが、トチの花だけでは一年中蜜は取れない。天然林でこそバランスのある蜜が取れる。

◇竹の子は加工して山村振興になるのか。

後藤　地ダケで皮付きで一㌔七〇〇円くらい。一日六〇㌔はとれる。しかし、シーズンは一か月ていどだ。

◇奇形魚を釣ったことがある。

後藤　奇形魚は見たことがない。除草剤は営林署より、森林組合や造林公社を注意したい。森林組合は仕事が無くて、入会林の整備をして造林をすることをすすめる。むらでも入会林野の整備を始めて一戸四〇万円ほどかけたが、途中でやめた。入会林野の近代化は記名共有の山を個人ごとの所有に切替えるもので、遺産相続などもはっきりするという意見だっ

た。入会林野を通じてむらの連がりがあった。それをばらばらにするとむらの連帯がなくなる、という声もでた。

県の林業事務所は、入会林野の近代化をすすめ、そうすると資金も借りれてクリなども植えられるし林道も出来る。生産組合など近代化することができるとすすめる。が、それが中止になったのは別な原因だった。入会林にはかつて馬で耕作したときの馬繋ぎ場があった。最近は馬を使わなくなったので、そこの近辺に耕地を持つものが開墾した。入会林野の近代化で、そういう既成事実を認めたくないという人と、何とか事実を認めさせたいという人との対立がでた。また、帳簿上は五〇〇㌶のものを近代化すると実測で面積がでるから一〇〇〇㌶にもなり、税金が重くなるということもある。井堰を共同で管理することは大事だが、入会林野も同じだ。資源を通してむらの連帯を取戻したいと思うが、近代化しなければならないという意見もある。

むらでは悩みが多い、そこで流行っているのが占い。最近村道を拡張することになった。ところが、そこに数軒の家の氏神様がある。昔そこへ神様を移した人の奥さんが死んだことがあったらしい。そこでその神様を動かせば〝たたり〟があるというので手が出せない。方角が悪いと移転先も決まらない。こんなことをいうとむらは何も変わってないように見える。しかし、何事もゼニに代わった。それも保険に変わった。それを人のつながりで取返したいが、なかなか難しい。

「億友会」というのがある。農協で「一億円以上の保険」を掛けている人達だ。周りの人は頼りにならないから保険――お守り代わりに保険――という考えだ。昔は『結い』があって、分家が借金などすると本家が肩替わりしてくれたし、火災に会うと助けてくれた。しかし、今は借金しても少しでも担保物件を高く売ろうとして、親戚に頼ることはない。土地も部落の者が買えないぐらい上がり、郡山市内や福島などむらの外から買いにくる。

借金は近代化資金など構造改善のものが多い。「借金」といえば嫌な感じだが、「資金」といえば聞こえがいい。営農資金なども集団で借りることで、心理的な「借金」への負担を軽くした気がする。農協や県も当初、むらのエリートに貸して彼等は、こっそりと役場に行き低利の資金を借りた。今は半数の家が借金している。借金で肩身が狭いというのは昔の話で、農協も金利で稼ぐことが大きな仕事になり、借金への警戒心は薄らいだ。

◇公社造林の対象地は広葉樹の山か。

後藤　シイタケのほだ木くらいの広葉樹を伐って針葉樹を植えている。針葉樹は伐採期には収入になるが、成林までは収入がない。保安林に指定すれば税金が安くなるということで、県に申請しても、植えてなければ指定しないという。かつて植えたところで、広葉樹になった「不成績地」も、植林しなければ保安林にしない。気候や土質が合わなくて造林がうまくいかないところは、もう一度造林しても駄目と思うが、仕事を作るのにはいい。

◇日本林業の未来をどう考えるか。

後藤　間伐をしても切り捨てだ。針葉樹がむらにあった方がいい。しかし、広葉樹林でアケビ・キノコをとった。林があれば生活は豊かだ。共有林に針葉樹を造林するときに「広葉樹を残せばやがて値打ちが出る」といったが、誰も聞いてくれなかった。一〇年たったら変わった。広葉樹のオガ屑で質の良いキノコをつくる試みをしている。

伐採で一人の労働者が生活するため伐採するには一〇㌶が必要だが、炭焼きでは五～一㌶ですむ。天然広葉樹林で、炭を焼き、キノコをつくることになった。しかし、それでは生活はできない。

借金をしてまで針葉樹を育てるのは、農家が近代化資金で苦しくなったのと同じだ。国有林も同じでなかったか。国有林のイノチとりは伐採の速度が早すぎたことだ。良い山では別だが、どんな山にも造林しても合わない。その土地に育つ木を育て利用することだ。護岸も昔は木だったが、今は一見木に見えても近くで見るとコンクリートの疑木だ。むらのことがむらで解決できなくなっているところに自然との交流が失われる原因があるようだ。

切り抜き森林・林政ジャーナル

〈新聞・この三カ月〉

12～2月

12月

▩朝日　須崎市吾桑地区のゴルフ場建設問題　「賛否決まらぬうちの推進」（三日）

須崎市吾桑地区に須崎総合開発（本社・東京都）が計画しているゴルフ場建設をめぐり、同市が予定地の中心にある鯛ノ川地区のゴルフ場対策委員（五人）に、市と会社側が結ぶ開発協定書案を示していることが分かった。地区内では住民有志が十一月十五日に、自然破壊、農薬汚染の危険などを理由に約千人の署名を添えて建設反対の意見書を市に提出するなど賛否が対立しているだけに、「市は推進の立場を取り、会社に肩入れしている」と批判も出ている。

▩高知　檮原町木の里づくりシンポから（四日）

十一月二十六日、高岡郡檮原町で開催された「第一回四万十源流木の祭典」は、午後からの「木の里づくり森宝地産（シンポジウム）」を通じ、意義ある共通認識をうたい上げた。「山は未来産業である」。「その自負心をまず山の民自身が持とう」との締めくくりは、山に生きる力強い決意宣言と言えよう。今、そうした視点を持たねば、国産材の需要低迷に後継者不足で足元の暗い林業をこれ以上支えようがなく、山村そのものもまた生き残れない。ひいては国土環境の崩壊も早まる、といった憂いに押しつぶされそうな状況だ。山が「未来産業」となる必然性を探ろうとしたシンポジウム。

▩西日本　グルメブームが木炭に火をつけた!?（六日）

木炭がグルメブームに乗って人気を呼び、生産が頭打ちの国内産に代わって輸入が急増している。最近は農産物用の土壌改良資材などとしても木炭が注目され始めており、輸入木炭は国内産の半分以上を占める勢いだ。マングローブやゴムの木などを原木に、シンガポール、タイ、マレーシア、インドネシアなど東南アジア諸国で生産される輸入木炭は、人件費などのコスト安で末端価格は国内産の二分の一から三分の一。「品質的には国産物より落ちる」（全国木炭協会）とはいうものの、一九八八年の輸入量は前年比約一・五倍の一万二千トン、ことし一―九月で一万四トンと既に前年を上回り、年間で二万トンに近くなる見通し。

▩毎日　絶滅ピンチ六五〇種も日本産動物環境庁調査（二一日）

全国各地に生息している日本産のニホンカワウソ、シマフクロウ、タナゴなど六百五十種もの野生動物が絶滅したり、絶滅のピンチにあることが、環境庁が二十日まとめた「緊急に保護を要する動植物の種の選定調査」（レッドデータブック）でわかった。これらはほ乳動物の三割、鳥類、淡水魚類の各二割にも及び、自然破壊が全国的に進んでいることを示している。特に長良川に主に生息するサツキマスが絶滅寸前の種にリストアップされ、河口堰（ぜき）建設問題に大きな影響を与えそうだ。

▩高知　深部で高濃度検出　猛毒含む除草剤埋設問題（二六日）

昭和五十九年に明るみに出た猛毒ダイオキシンを含む2・4・5T系除草剤の埋設問題で、林野庁は二十六日、ことし八月に窪川営林署管内の国有林で実施した土壌調査結果をまとめた。それによると、①検出されたダイオキシン、2・4・5Tの濃度は前回調査（五十九年）より低下し、分解の進んでいる可能性が認められる②垂直方面への〝移動〟はあるが、周辺への〝移動は認められない―が主な内容。しかし、危険性に何ら変化はなく、今後も十分な管理体制と抜本的な対応が必要。

1月

▩熊日　尾瀬　山小屋組合　環境壊す入浴ダメ（五日）

群馬、福島、新潟にまたがる尾瀬は、今年で開山百一年を迎えた。関越自動車道や上越新幹線の開通で尾瀬の入山者が増え、環境破壊が深刻化する中で、山小屋組合が水質保全のため繁忙期の宿泊客の入浴中止を決めるなど積極的な取り組みを始めた。

▩朝日　環境問題に商社も力点

日商岩井、三菱が専門部門（五日）

日商岩井はこの一日付で、環境問題について情報を集め、会社としての対応を検討する「環境21室」を社内に設置した。熱帯雨林の伐採で、環境破壊の「元凶」扱いされてきた商社だが、昨年十月には三菱商事が「地球環境問題委員会」を設けて活動を始め、環境問題への取り組みがようやく本格化。

▒**朝日**　ゴルフ場　農薬汚染と調停申請　国の公害委に埼玉の住民建設中止求める（九日）

既設と造成中を含めゴルフ場が七カ所もあり、埼玉県の「ゴルフ場銀座」になりそうな飯能市の市民らが、建設工事中の「西武飯能カントリー倶楽部」（松山善三社長）を相手どって「農薬による環境汚染が生じる」などと工事の中止などを求める調停を八日、総理府の公害等調整委員会（勝見嘉美委員長）に申請した。同委員会事務局によると、ゴルフ場建設に絡むこの種の調停申請は初めて、といい、その行方は最近のゴルフ場建設ラッシュにも少なからぬ影響を与えそうだ。

▒**高知**　国有林に森林都市　林野庁91年度にも建設へ（一八日）

林野庁は一九九〇年度から、これまで主に木材生産の場となっていた国有林野で、森林の景観や機能を維持しながら宅地開発を進める「森林都市」建設に向けた研究に着手する。森林都市の名にふさわしい自然や空間を確保するため、宅地規模は一戸当たり一千平方メートル程度とするほか、山の斜面を生かした住宅建設方法の開発やごみ、生活雑廃水も地域内処理を目指し、環境問題に配慮したニュータウンとしたい考えだ。

▒**朝日**　オフィス古紙を分別収集へ　各製紙メーカーリサイクル機運盛り上げ（二三日）

国内の製紙メーカーが、自社のオフィスで排出される紙ゴミを、種類ごとに分けて回収する分別収集運動に取り組むことになった。森林資源の保護を求める世論が高まると同時に紙ゴミ問題が深刻化してきたことから、メーカー側もリサイクルの機運を盛り上げるのが狙い。二十二日開かれた日本製紙連合会の理事会で申し合わせた。社内の分別収集運動を行うのは、連合会の理事会社になっている三十六社。昨年以降、一部の会社がこうした運動に取り組み始めたが、このうちの一社である十条製紙からこの日、運動の成果が良好であるとの中間報告が出されたのをうけて、業界全体に拡大する。

▒**読売**　国有林野事業合理化を総務庁が行政監察　累積債務の償還ムリ（三〇日）

一兆八千億円もの累積債務を抱え、経営の合理化が急務となっている国有林野事業の行政監察を進めていた総務庁は二十八日までに監査結果をまとめた。林野庁は平成五年度末までに人員を現在の三万七千人から二万人に削減する改善計画を進めているが、監察結果では、二万人体制が出来たとしても「累積債務の償還は不可能」と、改善計画の全面的洗い直しを求め、徹底した整理、合理化を促している。同庁では来月勧告する。

2月

▒**日経**　マツタケ人工栽培に道近大グループ菌糸培養、直径一センチに（二日）

近畿大学農学部の稲葉和功助教授を中心とする研究チームはマツタケの菌糸を人工培養し、直径一センチ弱の球状キノコ（子実体）まで生育させる実験に成功した。このキノコは、生長を続けており、食用になる大きさまで育つ公算が大きい。マツタケの菌糸はアカマツなどの根に共生しなければ増殖できないというのが通説。今回の実験はこれを覆すもので、永年の夢だったマツタケの人工栽培に道を開く研究成果として注目される。

▒**長崎**　熱帯雨林十カ所も壊滅の恐れ　米環境団体が保護訴え（二日）

二〇〇〇年までに壊滅する恐れの特に強い熱帯雨林は十カ所にも及び、直ちに保全活動を始めなければ、地球上の全生物種の五分の一が絶滅する恐れのあることが、米国の環境保護団体「コンサベーション・インタナショナル」の調査で明らかになった。三十日発表された調査報告によると、十カ所の熱帯雨林地域はアジア太平洋地域と中南米に偏している。さらに周辺の五つの熱帯原生林帯も乱開発の脅威にさらされており、ともに緊急な対策が必要。

▒**高知**　長野県のリゾート構想承認　ゴルフ場建設には「条件」（六日）

国土、建設など六省庁は五日、総合保養地域整備法（リゾート法）に基づき、長野県から出されていたリゾート基本構想を六日付で承認することを決めた。基本構想の承認はこれで十八道府県目。承認に当たって環境庁は「ゴルフ場が水道水源に影響を与えないかを検討し、事業の可否を判断すること」と、異例の条件を付けた。

国民森林会議　第八回総会（議案）

議事次第

一、開会あいさつ（司会）
二、会長あいさつ
三、出席会員の自己紹介
四、一九八九年度経過の報告
五、一九八九年度決算報告
六、一九八九年度会計監査報告
七、一九九〇年度活動方針と事業計画
八、一九九〇年度予算案
九、提言の中間報告
一〇、質疑・意見交換
一一、総会アピール
一二、閉会のあいさつ
（総会パーティ）

《一九八九年度経過の報告》

はじめに

昨年一年の特徴は、環境・森林をめぐる論議が国際的にも大きな課題となったことでしょう。アルシュ・サミットを始め、環境問題の国際会議が相次ぎ、森林の保全・回復が地球全体の政治課題となりました。私たちが日本の森林を憂い、世界の森林に思いをはせてこの会議を結成して八年、ようやく世論は動き始めました。

その一方で、日本の山村はますます過疎が進行し、森林は手入れもされない状況がつづいています。また、リゾートに名を借りた開発によってかけがえのない自然の破壊も目立っています。国際世論に背を向けた熱帯林の伐採も続いています。この会に結集する多彩な英知を傾けた活動が期待され、さらに強化されなければならない状況が続いているといえます。こうした視点にたって、私たちの一年の活動を振り返り、今後一年間の活動を次のように提案いたします。

1. 提言活動について

①昨年提言した「森林基金制度」は、各方面に一石を投じました。政党でもこの種提言を参議院選挙に取り上げるうごきもあって、一定の効果を発揮しました。森林の保全と育成をめぐり、この問題を含めて今後各界で議論がすすむ状況にあるとき、提言の出された意義は大きいと思います。

②昨年総会で決めた『森林利用と自然保護』については、三回のヒヤリングと昨年会員の意見をまとめた『私の意見②森林利用と自然保護』をも参考にして、別記（本誌2ページ）のような中間報告としてまとめました。あと二年をかけて全体をまとめることになっています。

2. 定点調査について

①三重県海山町＝九月二五日、現地でシンポジュウムを行い、三年間の調査の中間総括をしました。このシンポジュームには評議員・プロジェクト委員など一四人が参加、町民一〇〇人も交じえて討論を深め、今後の調査の方向づけに役立てました。

②群馬県上野村＝昨年の中間報告を受け、プロ

ジェクト委員（四人）がテーマ毎に上野村の今昔を対比した論文をまとめることで作業中です。

3. 「日本の川」の研究公開講座

七人のプロジェクト委員を選定し、月一回の講座を開催してきました。会員外の参加も少数ですが定着し、会員の増加や理論的な勉強による会の活性化にも役立っています。

五月二〇日　黒木三郎早稲田大学教授（水の現行法制上の地位）
六月一七日　高橋裕芝浦工業大学教授（河川改修の歴史）
七月一五日　田中茂組合林業社長（大井川の現地で）
九月一六日　田中茂組合林業社長（川と地域・流域）
一〇月二一日　萩野敏雄大日本山林会常務理事（森林と筏流し）
一一月一八日　松沢譲（ジャーナリスト・水資源開発と川）
一月二〇日　後藤克己（福島県農民・農業用水改修とむら）
二月一七日　田村正利群馬県上野村財政企画課長（水源の村の今昔）
三月一七日　秋山紀子青山女子短大助教授（東京の水）

4. 森林フォーラムの後援について

昨年も森林フォーラムを後援してきました。

五月一四日　八王子　二〇〇人
五月二八日　清里　五一人
六月二四日　シンポジュム川　一五〇人
七月二一～二三日　上野村　五〇人
八月一九～二〇日　足尾・日光　五二人
九月九～一〇日　熱帯林シンポジュム　二三〇人
一〇月二九日　東京都水源林　五〇人
一一月二五日　東京ウッディランド　四〇人
一二月一六日　森林フォーラムの会発足　一四〇人会員

5. 八ヶ岳教育森林について

地元の企画による「自然と森の学校八ヶ岳教室」を後援しました。八月二二日～二五日にかけて実施しました教室は、参加者は少数に止どまりましたが、内容のある行事で、参加者に大きな感銘を与えたと同時に、地元にも自然教育のあり方を訴えることに成功し、成果をあげました。

6. 会の運営

①会員の増減。この一年間会員は一二人増え、七人の退会がありました。会員の総数は一三九人となりました。退会の理由は死亡された場合がほとんどですが、抱える課題について会員の発言を十分得る態勢の強化が必要です。

②『国民と森林』は季刊で定期発行してきました。東山画伯（顧問）の表紙、多彩な会員の特質を生かした投稿・記事など好評を博していますが、会員と会を直接結ぶ会報ですから、今後読者アンケートなど活用してなお一層の内容の充実を図らねばなりません。

《一九九〇年度の活動の方針》

1. 提言と研究活動について

①提言活動は、経過の報告でも明らかなように、「森林利用と自然保護」の二年目の討論をすすめます。本年は「森林レクリエーションと自然保護」についての検討を深め、来年の総会では、この問題の中間報告をまとめます。

②公開講座「日本の川を考える」については、別紙1のテーマと講師ですすめますが、森林フォーラムとも連係して幅広い参加を実現します。

③熱帯林問題が大きな課題となっているとき、わが国唯一の熱帯林をもつ沖縄での独自のフォーラム（またはシンポジュウム）を現地会員の協力を得て開きます。

日　時　一一月二五日（予定）
会　場　沖縄・那覇（予定）

④定点調査のすすめかた

(1)上野村　プロジェクトにより事実の収集をまとめ、毎号の『国民と森林』に掲載し、広く読者が問題の討論に参加できる素材を提供します。

(2)海山町　プロジェクトによる調査を続け、その状況を『国民と森林』に毎号発表します。

2. 提携活動について

①八ヶ岳教育森林の活動については、地元「自然と森の学校・八ヶ岳教室」の企画立案をプ

ロジェクトが協力し、催しについては共催します。（別紙2）

②森林フォーラム運動については　実行委員会では本年別紙の行事を計画していますが、この催しの後援を行い、講師などの派遣で協力します。（別紙3）

3.　会の運営について

①来年総会時の役員の選任について選考委員会（三人ていど）をもうけ、新役員を選出するようにします。

②通常会員の紹介で、新会員の加入をすすめます。なお、会員が病気などで長期療養中や海外勤務などの場合は、会費の特別扱いするように、本総会以降運用します（総会申し合わせ）。

③『国民と森林』については、いままでと同じく季刊で発行を続けます。さらに充実するため、会員の投書欄を設けたり、会員アンケートなどで、会員の総意をいかした誌面づくりをすすめます。

④本年度の会議は次のものを予定します。幹事会四回（五・九・十一・二月）

評議会一回（九月）。

〈別紙　1〉

連続講座『日本の川を考える』

二年次（案・講師など交渉中）

四月　「東京の川・隅田川」　現地討論

講師　東京都河川局、隅田川の市民組織

五月　「法定水利権とその矛盾」

小林　三衛（東経大）

六月　「生態学からみた川」

水口　憲哉

七月　「渡良瀬川」　現地視察

＊森林フォーラム「足尾フォーラム」と共催

講師　秋山前林野庁長官　杉本　一（森とむらの会）、畔倉　実（朝日新聞）、木原啓吉（千葉大）

九月　「農業土木と河川―鶴岡の例をふくめて」

志村　博康（東大）

一〇月　「日本の河川行政」　建設省河川局

一一月　「砂防堰堤と森林」　林野庁

一月　「中世の河川改修・現代の河川改修」

大熊　孝（新潟大）

二月　「四万十川と村おこし」

十和村・安岡村長

三月　「欧州のエネルギー政策と河川・農業・環境問題」　大内　力

他に「利根大堰と東京の水利」（水資源開発公団）、「多摩川を歩く」「秋田の山村と川」のテーマ、水車村の会・臼井太衛を招く、などの案が予備テーマとして検討中。

〈別紙　2〉

八ケ岳自然の森の学校

一九九〇年の開講スケジュール

1.　亜高山帯の植物生態

日時　五月下旬　一泊二日

一三：〇〇　ロッヂ集合

二日目　一五：三〇　ロッヂ解散

場所　美濃戸高原ロッヂと付近の山

一の瀬堰川周辺、御小屋山―観音坂―御柱山などを歩く

講師　今井建樹氏（長野自然研究会）

費用　一〇、〇〇〇円（予定―以下同じ）

2.　山菜と森の生態

日時　五月二六～二七日　一泊二日

小淵沢一〇：〇〇　集合

一五：三〇ごろ小淵沢解散

場所　青年小屋と編笠山一帯

標高による植生の移りかわり、原生林と二次林など

二六日夜は山菜料理

費用　六、〇〇〇円

3.　高山の花と植物の生態

日時　七月一三～一五日　二泊三日

集合、解散は茅野駅

場所　黒百合平から硫黄岳にかけて

天狗岳―根石岳―硫黄岳―横岳―美濃戸口と歩きながら解説

宿泊は黒百合ヒュッテ、硫黄岳山荘

費用　一五、〇〇〇円

4.　森の営みと地球環境

日時　七月二七～二九日　二泊三日

一三：〇〇　ヒュッテ集合、

一三：〇〇　ヒュッテ解散

〈別紙　3〉

'90森林フォーラムの計画

五月一三日　高尾山森林フォーラム
七月二一・二二日　足尾フォーラム
八月二五～二七日　上野村フォーラム
一〇月六・七日　玉原の秋を訪ねてフォーラム

場所　麦草ヒュッテと付近の森
ヒュッテ付近の森や山を歩きながら解説、それをふまえて夜、地球環境を考える
費用　未定

第八回総会アピール（案）

二十一世紀には宇宙船地球号はどのような姿になるのだろうか――。

一九八〇年代は、地球的な課題として環境問題が大きな焦点となった。この環境問題に正しく対処し、かけがえのない地球を子々孫々まで人類の生活の場として保全していくには、むろん各種の対策が必要であり、グローバルな諸国民の協力と努力とが不可欠である。それは、近代の科学文明とその上に立つわれわれの生活様式のあり方との基本にまで遡った改革を要求するものだけに、その根はきわめて深いといわなければならない。

しかし、さしあたり第一に考えなければならないのは、世界的に急進展をしている森林破壊＝緑の危機に歯止めをかけ、森林を復活させ活性化することである。二酸化炭素の増加はそれによってかなり防げるし、水の保全や土壌侵食の防止もできる。また、動植物の種の維持も可能になる。豊かな自然環境が整えられれば、過度に人工化されたことによって蝕まれている人間の精神的・肉体的状況も改善され、新らしい生活のあり方を実現していく上でも大きな効果を持つであろう。近代文明への反省は、森林の保全から始まるといっても過言ではない。いいかえれば、真に豊かな国民の生活は、農林業と商工業・サービス産業などとの均衡のとれた経済社会の実現によってはじめて可能となる。過度の工業化・都市化・ハイテク化はかえって生活の「貧しさ」を増大させるのである。

森林の保全は、いうまでもなく全地球的な課題であり、国際的な協力が不可欠である。世界一の富裕国といわれる一方で、木材自給率が低下し経済の拡大によって外材の輸入がふえ世界の森林破壊の元凶として国際的非難を浴びている日本としては、とくに途上国の森林の回復、拡大のために、最大の努力を傾けなければならないことはいうまでもない。と同時に、日本がさきのような環境破壊に対して大きな責任を負う先進工業国の一つであり、率先して自国の林業を強化し安易な木材輸入で外国の森林破壊の手伝いをすることを自粛しなければならない立場にあることからいって、また日本人の生活と生存とにとっては国内の森林の保全と強化がもっとも密接な関連をもつことからいっても、まず国内の森林の取り扱い方について最大の関心を払う必要があるのは当然のことである。

このため、森林のもつ多様な機能が十分に発揮できるよう、林業振興と山村の維持が可能となる政策を展開しなければならない。わけても、わが国の森林の三割を占め、列島の脊梁地帯を担う国有林を、収支均衡・効率優先でなく、国民の山にふさわしい役割が十分に果たせるようにすることが緊急の課題である。

臨時行政改革推進審議会は、いま二十一世紀の行財政のあり方を検討し、四月中旬までに最終答申をまとめようとしているが、われわれは第八回総会の総意として、新行革審が以上のことに十分配慮し審議をされるよう強く要望する。

一九九〇年三月二四日

国民森林会議第八回総会

1989年度　決　算

（1989年1月1日—12月31日）

（単位：円）

収支別	項目	予算	決算	備考
収入の部	会費	500,000	898,000	
	購読会費	4,400,000	4,232,500	
	賛助会費	0	0	
	その他	100,000	190,447	定点調査委託経費90,000円を含む
	繰越し	1,213,037	1,213,037	
	計	6,213,037	6,533,984	
支出の部	会報発行費	2,000,000	2,074,765	
	資料出版費	100,000	0	
	物品費	50,000	43,312	封筒、領収証外
	通信交通費	400,000	390,725	
	人件費	280,000	186,160	
	事務所費	200,000	110,000	
	印刷費	100,000	0	
	総会費	350,000	172,624	
	評議員会費	150,000	150,000	
	幹事会費	300,000	185,420	
	調査活動・対策費	1,500,000	1,111,574	内訳は下表のとおり
	予備費	783,037	62,000	緑の団体協議会50,000円外
	計	6,213,037	4,486,580	

差引き次期繰越し　2,047,404（支出未済繰越　6,500円をふくむ）
内訳：定期預金　642,609　振替貯金　751,060　銀行預金　609,309　現金　44,426

◎「調査活動・対策費」について、それぞれの使用目途別決算は、次のようになります。

細分	予算	決算
提言プロジェクト	500,000	377,444
定点調査プロジェクト （上野村） （海山町）	400,000	311,680 （27,000） （284,680）
日本の川を考える公開講座	300,000	300,000
八ケ岳教育森林プロジェクト	200,000	118,730
予備費	100,000	3,720
計	1,500,000	1,111,574

(註) 予備費3,720円の支出は「森林フォーラム」検証座談会のため

1990年度　予　算　（案）

（1990年1月1日—12月31日）

（単位：円）

収支別	項目	予算	備考
収入の部	会費	650,000	130人
	購読会費	4,200,000	
	賛助会費	0	
	その他	100,000	
	繰越し	2,047,404	
	計	6,897,404	
支出の部	会報発行費	2,100,000	
	資料出版費	100,000	
	物品費	50,000	
	通信交通費	400,000	
	人件費	280,000	
	事務所費	120,000	
	印刷費	100,000	
	総会費	350,000	
	評議員会費	200,000	
	幹事会費	250,000	
	調査活動・対策費	2,500,000	
	予備費	547,404	
	計	6,897,404	

◎　支出未済繰越　6,500

◎　予算の細分（「調査活動対策費」について、それぞれの使用目途を次のように決める）

細分	予算	摘要
提言プロジェクト	550,000	
定点調査プロジェクト （上野村） （海山町）	550,000 （350,000） （200,000）	
川を考える公開講座	400,000	
八ケ岳教育森林プロジェクト	200,000	
沖縄フォーラム	700,000	
予備費	100,000	
計	2,500,000	

会員の出した本

木の国紀聞　会員の宇江敏勝さんが「熊野の古道より」という副題のある本を出されました。（新宿書房¥1600）

和歌山県と奈良県境に在住し、山で働く人や山村の移り変わりを伝えてきた筆者のここ数年の作品を集めたもの。

「山と里と人と」には二四編が収録されています。筆者をめぐる人との交流を通じて、山村・森林・林業を考えます。「富というものには、かねに換算できないものがある、と私は思う。文化、といわれるものがそれである」という筆者は、けものや魚・山菜・木の実の豊かな環境を生かした技術（山の文化）が、売り渡されて、その金で「何を買うのか」と問うているのです。チェルノブイリの原発事故や自然保護、政治から間伐など多彩な話題を捉えています。

「小辺路紀行」は、和歌山県の高野山から奈良県を通り熊野本宮大社にいたる、かつての高野熊野街道を四日間かけて歩いた記録です。三五〇年前に記された二つの旅行記を導入にすえ、その土地の歴史や今昔の生業・暮らしを綴ります。前章が地理的な空間を越えた〝山ひとの記〟なら、この章は時間的な空間を越えた〝山ひと〟の検証ともいえます。

終章の「いま、熊野古道の秋」は、自動車道路の開通で変わる村、紀州の山奥でも起きた米軍機による被害を伝え、原子力発電所設置や米軍機の訓練が僻地に集中しているのは「僻地をなめている」という思いを吐露します。

イラン農民25年のドラマ　幹事の大野盛雄さんが、NHKブックスから新しい本を出版されました（¥780）。

大野さんは一九六四年以来、イラン南部の農村へイラーバードに足を運び村を観察してきました。いわゆる「定点調査」です。農村を舞台にしてくり広げられる人間のかっとうを一九六四年の第一幕から、一九八九年の第四幕まで描いていきます。

国王の命令で大地主の支配から〝解放〟された小作人。その中で機械力をにぎり、財を貯え、権力者として君臨するようになるむら長（おさ）。

革命、イラン・イラク戦争と大きな歴史の変動を農民たちはしたたかに生き抜きますが、農耕制度の改正、共同井から個人井へ、モータリゼーションに乗って実力者になる農地のない農民たち——。むら長の権威の後退を伴って、農村でくり広げられるドラマの主役が変っていくさまを筆者は丹念に追跡しています。〝どっこい生きている〟というのが読後感。

25年の月日の中で、村人の一人ひとりの成長を心のヒダまでみつめてきた筆者ならではの記録。革命・イラクとの戦争など表面的なニュースではわからぬ深部を見る思いがします。扉にイランの珍らしい風景の写真と共に、主な登場人物九人の顔写真がのせられ、これから展開するドラマへの興味をそそります。

われ弱ければ　会員の三浦綾子さんが「矢嶋楫子伝」と副題のある本を出版しました（小学館¥1100）。

明治から大正にかけて敬虔（けいけん）なキリスト教徒として女性教育、禁酒・禁煙、公私娼廃止の運動にたずさわった矢嶋楫子の一代をキリストを信ずる筆者が「楫子を伝えたい一心」で綴った作品です。

物語りは、「敬虔（けいけん）なキリスト教徒」という言葉から想像される楫子とは全く異質な奔放な生き方をした「弱い楫子」が、どうして日本の女性教育、矯風運動の祖として立つようになるのか——。酒乱の夫と共に子を捨てて離別し、妻ある人の子供を産むなど当時の道を踏みはずした楫子の弱さの跡をたどり、神の祈りに弱さの一つ一つを克服してきた軌跡をたどります。神の威大な愛の下に、神を信じ、人間を信じて、自らをかえりみて豊かに他人を抱く楫子の姿を、感動的に活写していく作品です。

会員紹介

多様な会員を〝自己紹介〟する欄です。生いたち、著作、モットー、好きな本、メッセージなどお寄せ下さい。（五〇音順、一部未着の方は到着しだい掲載します）

高橋裕

一九二七年静岡県興津町（現清水市）農林省園芸試験場内生まれ、旧制静岡中学、静岡高校を経て、一九五〇年東京大学第二工学部土木工学科卒業。一九五五年同旧制大学院研究奨学生課程修了。同年東京大学工学部専任講師、以後、助教授、教授を経て、一九八七年停年退官、同名誉教授。同年、芝浦工業大学教授（土木工学科）、現在に至る。専門は河川工学。

主著は「河川工学」（東大出版会）、都市と水（岩波新書）、日本の川（共著、岩波書店）、水のはなし（編者、技報堂出版）、利根川物語（筑摩書房）など。

田中澄江

東京都板橋生まれ。豊島師範附属小学校（現学芸大附小）東京女子師範学校（現学芸大）東京女子高等師範学校（現お茶の水女子大）卒業。聖心女子学院、京都日々新聞社につとめた。

著書「花の百名山」「カキツバタ群落」「花と歴史の武蔵野」「花と歴史の山旅」「沈黙の山」

好きな作家「トーマス・アン」「トニオクレーゲル」。

メッセージ「東京都を含めて町に緑を…」

編集後記

＞…寒さもゆるみましたが、第八回総会の議案を中心とした『国民と森林』をお届けします。この一年「公開講座・川の研究」も加わり、会議の活動も幅を広げてきました。しかし、多彩な会員の英智を集める活動までにはまだまだ。地方での行事を広げて、少しでも会員参加の運営を心がけるつもりです。

＞…訃報があいつぎます。ご自愛をお祈りします。

福島正夫さん　東京大学名誉教授。12月14日死去されました。冥福をお祈りします。

会の動き

（敬称略）

▼第35回幹事会　1月13日
隅谷・大内・大野・内山・北村
杉本・田中・半田・萩野
①提言中間報告
②総会対策（経過報告など）
③会計中間報告
④新会員
永田　信（東京大学助教授）

▼第36回幹事会　2月17日
隅谷・大内・大野・内山・北村
杉本・田中・半田・萩野
①総会対策（今年度の活動方針と予算案・アピールの審議）

森林の未来を憂えて

――国民森林会議設立趣意書――

日本の風景の象徴である松林が枯れつづけています。近年、台風や豪雪で各地の山林が大きな被害をうけました。また、森林を伐りすぎたため、水資源の不安が強まっています。

一九六〇年代の高度経済成長のもとで、人びとは農山漁村から大量に都市へ流出しました。とくに林業の分野では、戦後大規模に造林を進めたにもかかわらず、その手入れはなおざりにされています。

日本の森林は、いま病んでいます。このままではわが国の文化を育んできた森林・山村はさらに荒廃し、その未来はまことに暗いといわねばなりません。

このような現実を見すごしてよいのでしょうか。いま私たちは、次のような課題の解決を迫られていると思います。

一、二一世紀初頭までには、地球上の森林の二割が失われるといわれています。人類にとって重要な機能をもつ森林に、私たちはどのように活力を与え、守り育てていくべきでしょうか。

一、森林は、林業にかかわる人びとによってこれまで辛うじて支えられてきました。このままでは、その担い手を失う日が近いのではないでしょうか。

一、山村に住み、林業で働いている人びとと、都市に住む人たちとはどのように手をにぎり合えるでしょうか。

一、いまみられる民有林や国有林の危機的状態は、どのようにして克服することができるでしょうか。

一、いま、わが国は、木材需要の七割を外材に依存しています。森林資源の枯渇する中で、開発途上国の森林にどのようにかかわるべきでしょうか。

このような森林をめぐる諸問題の解決は、決して林業関係者だけにゆだねておくべきではありません。美しい国土と緑を子孫に残すために、日本の森林はどうあるべきか、いまこそ国民的合意を高める必要があります。

私たちは、以上のような国民的立場から、将来の森林や林業、山村のあり方を方向づけ、提言としてまとめ、その実現を期したいと思います。このためには、広い視野と長期の展望に基づいた英知の広範な結集がぜひ必要です。

そこで「国民森林会議」を設立し、広く国民・政府に訴えることを決意するに至りました。多くの方々のご賛同とご加入を望んでやまない次第です。

一九八二年一月九日

季刊 国民と森林

1990年春季号
第32号

■発　行　1990年4月1日
■発行責任者　隅谷三喜男
■発行所　国民森林会議
東京都港区赤坂1-9-13
TEL 03(583) 2357
振替口座 東京2-70096
■定　価　1,000円（〒共）
（年額 3,000円）